

2019年4月

IFRS®財団
公開草案

IFRS財団デュー・プロセス・ハ
ンドブックの修正案
コメント期限：2019年7月29日

IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

コメント期限：2019年7月29日

Invitation to Comment *Proposed amendments to the IFRS Foundation Due Process Handbook* is published by the IFRS Foundation (Foundation).

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the International Accounting Standards Board (Board) and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

Copyright © 2019 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of Board® publications may be obtained from the Foundation's Publications Department. Please address publication and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office at 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

コメント期限：2019年7月29日

コメント募集「IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」は、IFRS財団（当財団）が公表したものである。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、国際会計基準審議会（審議会）及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

コピーライト © 2019 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licences@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、publications@ifrs.org に照会するか又は当財団のウェブショップ <http://shop.ifrs.org> を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目次

	開始ページ
はじめに	6
主要な修正点 — 改訂ハンドブック案	7
影響分析	7
アジェンダ決定	8
アジェンダ決定の役割及び位置付け	8
アジェンダ決定を適用する時期	9
審議会によるアジェンダ決定	10
その他の事項	12
教育的資料	12
審議会の作業計画へのプロジェクトの追加	12
IFRS タクソノミ	13
追加的な修正	13
結果的修正 — IFRS 財団「定款」	15
付録 A IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」の修正案	16
付録 B IFRS 財団「定款」の結果的修正案	78

はじめに

- 1 IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック（「ハンドブック」）は、国際会計基準審議会（審議会）及び IFRS 解釈指針委員会（委員会）に適用されるデュー・プロセス手続を示している。IFRS 財団の評議員会（評議員会）の委員会であるデュー・プロセス監督委員会（DPOC）が、これらのデュー・プロセス手続への審議会及び委員会の準拠状況のモニタリングについて責任を負っている。また、DPOC は、デュー・プロセス手続をレビューし、必要な場合には、変化するデュー・プロセス慣行と利害関係者からのコメントに照らしてデュー・プロセス手続を修正する。
- 2 IFRS タクソノミのデュー・プロセスを 2016 年に「ハンドブック」に付属文書として追加したことを除くと、DPOC が「ハンドブック」を最後に大幅に修正したのは 2013 年である。したがって、DPOC は、審議会及び委員会のプロセスの進展の結果、「ハンドブック」が依然として目的に合うこと及び引き続き最善の実務を反映することを確保するために、「ハンドブック」を見直すことを決定した。
- 3 「ハンドブック」の主要な修正案は、次のとおりである。
 - (a) 影響分析に関する手続をアップデートする。
 - (b) 委員会が公表するアジェンダ決定の役割及び位置付けを明確化する。
 - (c) 審議会に審議会自身のアジェンダ決定を公表する能力を与える。
 - (d) 企業がアジェンダ決定を検討し、必要な場合には、会計方針の変更を実施するための十分な時間を与えられるべきである旨を反映する。
 - (e) IFRS 財団が作成する教育的資料のカテゴリー区分とレビューを精緻化する。
 - (f) 主要なプロジェクトを審議会の作業計画に追加する前に要求される協議を精緻化する。
 - (g) IFRS タクソノミのデュー・プロセスについての DPOC の監督を明確化し、IFRS タクソノミ・アップデートの発行及び公表に関連した承認及びレビューのプロセスをより明確にする。
- 4 修正案は第 5 項から第 38 項で説明し、付録 A の改訂「ハンドブック」で示している。「ハンドブック」の変更点は、新規の文言に下線を付し、削除する文言に取消線を付して示している（商標及び大文字の変更を除く）。「ハンドブック」に示された現行の手続は十分であり堅牢であるという DPOC の見解を反映して、修正案は「ハンドブック」の根本的な改訂あるいは書き直しとはなっていない。

主要な修正点 — 改訂「ハンドブック」案

影響分析

- 5 影響分析とは、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準の開発時に実施される、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準により生じる可能性が高い影響についての審議会の評価プロセスである。主要な基準については、これは、公表される基準とともに独立の影響分析報告書を公表することにつながる。他の基準又は修正については、影響分析は新基準又は修正基準とともに公表される結論の根拠に組み込まれる。
- 6 審議会は、影響分析という用語を、自らの方法論を適用して自ら行う影響の分析を識別するために使用している。審議会の分析は、他のいくつかの組織が行う立法上の影響評価とは異なる場合がある。
- 7 「ハンドブック」が 2013 年に修正されて以来、審議会は新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準により生じる可能性が高い影響を評価し報告する作業の開発を続けてきた。審議会の作業には、影響分析のための方法論の一層の開発について審議会に助言するために 2013 年に評議員会が設置した、影響分析諮問グループ（EACG）の提言により情報が与えられてきた¹。これらの進展は、IFRS 第 16 号「リース」及び IFRS 第 17 号「保険契約」とともに公表された独立の影響分析報告書で見ることができる。
- 8 DPOC は、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準により生じる可能性が高い影響を審議会が評価し報告する方法におけるこれらの進展を反映するとともに、EACG の提言を織り込むために、「ハンドブック」を修正することを提案している。
- 9 審議会の作業の範囲に関して、DPOC は、審議会の分析の主要な焦点は次のことの評価及び報告に引き続き置かれることを強調するように「ハンドブック」を修正することを提案している。一般目的財務諸表が新しい財務報告の要求事項によってどのように変化し、その変化が財務諸表の品質を改善するかどうか、及びその変化はコストを考慮した場合に正当化されるかどうか、である。
- 10 IFRS 基準は企業に関して高品質で透明性のある比較可能な財務情報を提供し、これが世界中の金融市場における金融の安定を増進するものであることを踏まえて、DPOC は、審議会は財務報告の透明性の増大が金融の安定にどのように影響を与える可能性が高いのかも分析する旨を「ハンドブック」が反映すべきであると提案している。これは IFRS 第 17 号についての影響分析を開発した際の審議会の最近の作業と整合的である。IFRS 第 17 号に付属した影響分析報告書²は、IFRS 第 17 号からもたらされる保険会計の透明性の改善が、財務諸表利用者の行動が適時に行われることを可能にする有用な情報を明らかにすることによって、長期的な金融の安定に寄与すると期待されると説明し

¹ 影響分析諮問グループ、IFRS 財団の評議員会への報告書、2014 年 11 月。

² IFRS 第 17 号「保険契約」影響分析

ている。

- 11 「ハンドブック」の修正案はまた、関連してはいるが異なる2つの事項をより明確に区別している。新しい要求事項を開発する基準設定プロセス全体を通じての、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準の影響の評価プロセスと、主要な基準又は修正の公表時に公表される影響分析報告書である。これは、審議会による影響の分析が、基準設定プロセスの全体を通じて行われるのではなく、影響分析報告書が公表される基準設定プロセスの終了時にのみ行われるという誤った印象を与えることを避けるためである。修正案はまた、影響分析報告書は、最終的な基準により生じる可能性が高い影響と、審議会が評価を実施するにあたり行った手順に焦点を当てるものである旨を強調している。
- 12 「ハンドブック」の修正案は、さらに、影響の評価及び報告のプロセスは、基準設定プロセスの全体にわたって行われるものであり、基準設定プロセスにとって本質的なものである旨を強調している。修正案はまた、評価と報告は財務報告の具体的な変化の性質及び新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準の開発における段階（例えば、リサーチ・フェーズと基準設定フェーズ）に合わせたものとなる旨も明確にしている。

質問 1 — 影響分析

DPOC は、「影響分析」のセクションを次のように修正することを提案している。

- 基準設定プロセス全体を通じての影響の分析を行うプロセスを明示的に組み込む。
- 分析の範囲を説明する。
- 審議会がプロセス全体を通じて影響をどのように報告するのかを説明する。
- 影響分析のプロセスと最終的な影響分析報告書とを区別する。

これらの修正案に同意するか。

アジェンダ決定

アジェンダ決定の役割及び位置付け

- 13 現在、「ハンドブック」は、アジェンダ決定³は委員会が IFRS 基準の適用に関して提出された質問に対応する際に使用するためのデュー・プロセスのツールの1つであると定めている。提出された質問のそれぞれについて、委員会は公開の会議でプロジェクトを基準設定アジェンダに追加する（これには IFRIC 解釈指針を開発することを含む場合がある）かどうかを検討することを要求されている。委員会が、提出された質問に対して基準設定を提案しないことを決定する場合には、その決定を説明するためにアジェンダ決定を公表する。多くの場合、委員会がアジェンダ決定を公表するのは、委員会の考えによれば、企業が会計処理を決定するうえで十分な情報を IFRS 基準が提供しているからである。

³ ハンドブックは現在、「却下通知」と呼んでいるが、実務上、このデュー・プロセスのツールは「アジェンダ決定」と呼ばれている。「ハンドブック」の修正案はこの用語法の動向を反映している。

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

- 14 委員会は、企業が IFRS 基準を適用する助けとするための情報をアジェンダ決定に含めることを決定する場合がある。この情報は、基準において適用すべき諸原則及び要求事項が、提出された質問にどのように適用されるのかを説明する。
- 15 アジェンダ決定（説明的情報を含む）は、IFRS 基準の要求事項を追加又は変更するものではなく、したがって、IFRS 基準と同じ位置付けは有さない。しかし、「ハンドブック」で現在説明されているように、「有用で、情報価値があり、説得力のあるもの」と見るべきである。
- 16 審議会は、アジェンダ決定の現在の位置付け及び役割を確認した。審議会は、アジェンダ決定は、委員会が IFRS 基準の修正は必要ないという理由で基準設定を行わないという結論を下した後にのみ公表されるものであることに留意した。
- 17 審議会は、アジェンダ決定が IFRS 基準にすでに記載されている内容を引用することが多いことにも留意した。さらに、説明的資料は、基準の既存の要求事項を結論の根拠における関連する説明と関連付けることが多い。結論の根拠は基準に付属するものであるが、基準の一部ではない。アジェンダ決定が IFRS 基準と同じ位置付けを有するものとした場合には、基準から引用された内容の基準において重複し、潜在的な混乱を生じさせることになる。そのうえ、結論の根拠や設例などの付属資料から引用された内容の位置付けが実質的に変更されることになる。
- 18 DPOC は、アジェンダ決定に関するデュー・プロセスは適切であるという見解を確認した。しかし、DPOC は、「ハンドブック」は現在、アジェンダ決定及びそれが含んでいる可能性のある説明的資料に関して限定的な情報しか提供していないことに留意した。したがって、DPOC は次のことを明確化するように「ハンドブック」を改訂することを提案している。
- (a) 説明的資料をアジェンダ決定に含めることの目的 — すなわち、IFRS 基準の適用の首尾一貫性を向上させること
 - (b) アジェンダ決定における説明的資料の性質 — すなわち、そのような資料は、IFRS 基準において適用すべき諸原則及び要求事項が、アジェンダ決定で記述されている取引又は事実パターンにどのように適用されるのかを説明すべきである。また、説明的資料は追加的な情報を提供することが多いが、基準の要求事項を追加したり変更したりすることはできない。

アジェンダ決定の適用時期

- 19 アジェンダ決定は IFRS 基準の要求事項を追加したり変更したりすることはできないが、アジェンダ決定における説明的資料が新しい情報を提供する可能性がある。その結果、企業が従前の会計方針を変更する必要があると判断する可能性がある。アジェンダ決定には基準のような発効日はないので、一部の企業は、アジェンダ決定で提供された情報が公表時に直ちに効力を有するものと考えられる可能性がある。その場合、企業は、状況によっては、当該情報を検討し、それを理由に会計処理の変更をすべきかどうかを決

定して、結果として生じる変更を適用することに困難を感じる可能性がある。

- 20 したがって、2018年に審議会は、こうした時期に関する懸念に対処するための基準設定を行うべきかどうかを検討した。審議会は、アジェンダ決定はIFRS基準の一部ではないため、この事項に対処するための明白な方法はないと結論を下した。しかし、アジェンダ決定の結果として会計上の変更を行うべきかどうかの判断とそうした変更の適用の両方を行うための十分な時間が企業に与えられることを見込んでいと述べた。「ハンドブック」がアジェンダ決定の役割に関して権威のある説明を提供していることを踏まえて、DPOCは、アジェンダ決定から生じる会計方針の変更の適用時期に関する審議会の見込みを「ハンドブック」に織り込むことを提案している。

審議会によるアジェンダ決定

- 21 前述のように、アジェンダ決定は現在のところ委員会のみが利用可能なデュー・プロセスのツールである。DPOCは、審議会もアジェンダ決定（審議会によるアジェンダ決定）を公表できるように「ハンドブック」を修正することを提案している。この修正案は、審議会がIFRS基準の首尾一貫した適用を支援する能力を高めることを意図している。
- 22 審議会がアジェンダ決定を公表できるようにする必要性は、例えば、場合によっては、審議会が適用上の疑問を検討するのが、基準の公表後ではあるが基準の発効前又は広く適用されるようになる前の期間であるために生じる可能性がある。審議会は一般的に、こうした状況で適用上の疑問に対応するのに最も適した立場にある。そうした基準は最近公表されたばかりで、実務が進展する機会がまだないからである。例えば、審議会は移行リソース・グループとの議論を通じて適用上の疑問に気付く場合がある。その場合、審議会は基準設定によってその疑問に対処する必要があるかどうかを検討することになる。審議会が基準設定の必要はないと結論を下す場合、現在のところ、基準における諸原則及び要求事項を適用する方法を説明することのできる資料を公表するための正式な仕組みはない。基準設定の必要はないという審議会の決定は関連するIASB Updateにおいて報告され、審議会のペーパーはIFRS財団ウェブサイトで公開される。しかし、審議会は、基準の要求事項の適用に関する有用な情報を広めるためにウェブキャストなどの仕組みを使用することが必要となる。これらの仕組みでは、現在のところ審議会が協議を行うことはできないが、審議会によるアジェンダ決定であれば協議ができることになる。
- 23 前述のような種類のデュー・プロセスのツールがあれば、審議会は、基準設定は行わないことを決定しながら、同時に、IFRS基準の首尾一貫した適用を支援するための利害関係者のための説明的資料を含んだアジェンダ決定を公表することができる。また、このようなアジェンダ決定に含まれる内容は、審議会が基準設定を行わないことを決定する場合に現在利用可能な他の仕組みよりも、利害関係者に幅広く行き渡り、容易に検索でき、永続性が高くなるであろう。審議会によるアジェンダ決定は説明的資料を含むことになると想定される。

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

24 DPOC は、委員会が公表するアジェンダ決定に現在適用されているデュー・プロセスを、審議会が公表するアジェンダ決定にも適用することを提案している。特に、審議会によるアジェンダ決定は、公開の審議と一般からのコメントの対象となる。

25 修正案は次のことも明確化している。

(a) 審議会によるアジェンダ決定は、適用上の疑問を扱うための委員会の既存のプロセスに取って代わるものではない。利害関係者は、そうした疑問を引き続き委員会に直接提出することになる。

(b) 審議会は、アジェンダ決定を委員会ほど数多くは公表しないことが見込まれる。むしろ、公表するのは審議会が次の両方を行う場合であると見込まれ、その頻度は高くない。その場合とは、適用上の疑問を検討して基準設定は必要ないと結論を下し、かつ、IFRS 基準の首尾一貫した適用を支援するために何らかの説明的資料を公表すべきであると結論を下す場合である。利害関係者は、審議会がこの閾値に従っていないと考えた場合には、審議会によるアジェンダ決定案に対してコメントする能力を有することとなる。

質問 2 – アジェンダ決定

DPOC は、アジェンダ決定に関して次のような修正を提案している。

- 審議会にアジェンダ決定を公表する能力を与える。
- アジェンダ決定における説明的資料の目的と性質をより適切に説明する。
- アジェンダ決定の結果として会計上の変更を行うべきかどうかの判断と、そうした変更の適用の両方を行うための十分な時間が企業に与えられるべきである旨を「ハンドブック」に反映する。

これらの修正案に同意するか。

その他の事項

教育的資料

- 26 「ハンドブック」は現在、IFRS 財団が作成する教育的資料のデュー・プロセス・レビューに関する要求事項を示しており、資料の性質に応じて異なるレベルのレビューを定めている。しかし、これらの要求事項は、IFRS 財団がその時点で作成していた教育的資料を想定して書かれたものであり、作成されている新しいタイプの資料の一部（新IFRS 基準の適用を支援するために開発されたウェブセミナーや記事など）については具体的に扱っていない。
- 27 したがって、DPOCは、教育的資料の3つの大まかなカテゴリーを次のように定めるように「ハンドブック」を改訂することを提案している
- (a) IFRS 基準の要求事項のハイレベルの要約（新基準についての紹介的なウェブキャストなど）
 - (b) IFRS 基準の要求事項を説明した、より詳細な資料（基準の特定の側面に関するウェブキャストなど）
 - (c) IFRS 基準の要求事項が特定の取引又は状況にどのように適用される可能性があるのかを説明又は例示する資料（要求事項が特定の事実パターンにどのように適用される可能性があるのかを示す新たな設例など）
- 28 これらのカテゴリーは、現時点で作成されている種類の資料を反映しており、将来において作成される可能性のある、IFRS 基準に関するさまざまな種類の教育的資料に対応するうえで十分なほど一般性があるものと想定している。
- 29 DPOCは、教育的資料の各カテゴリーについて要求されるレビューの所定の最低限のレベルを改訂することも提案している。現在、すべての資料について審議会メンバーのレビューが要求されているわけではない。現在作成されている資料は、過去よりも、IFRS 基準を使用する人々を支援することに重点を置いていることから、DPOCは、すべての教育的資料について、少なくとも何らかのレベルの審議会メンバーのレビューの対象とすべきであると提案している。

審議会の作業計画へのプロジェクトの追加

- 30 DPOCは、審議会が新しいプロジェクトを作業計画に追加する前に実施しなければならない協議に関する要求事項を合理化し、その論理性を高めるように「ハンドブック」を修正することを提案している。この修正は、審議会が受け取るインプットや求めることを要求されるインプットを削減することを意図したものではなく、有効性と効率性を改善するために協議の時期を調整することを意図している。
- 31 現在、5年ごとのアジェンダ協議のほかに、「ハンドブック」の5.6項が、プロジェクトを基準設定プログラムに追加する前にIFRS 諮問会議及び会計基準アドバイザー・フ

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

オーラム (ASAF) と協議することを審議会に要求している。このことは、プロジェクトをリサーチ・プログラムに追加する前には、たとえ当該プロジェクトが前回のアジェンダ協議で検討されていなかった場合でも、審議会は協議を要求されないことを意味する。しかし、そのことは同時に、審議会がプロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移す前に、たとえ当該リサーチ・プロジェクトが前回のアジェンダ協議で作業計画に追加されたものであっても、協議しなければならないことを意味する。

- 32 「ハンドブック」の 5.6 項の修正案と 4.6 項における新しい要求の効果は、次のとおりである。
- (a) 主要なプロジェクトを作業計画（リサーチ・プログラム又は基準設定プログラムのいずれか）に正式に追加する前に、当該プロジェクトが直近のアジェンダ協議で具体的に検討されていなかった場合には、協議を行うことを審議会に要求する。
 - (b) あるプロジェクトが直近のアジェンダ協議で具体的に検討された場合においては、審議会はプロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移す際に、諮問会議及び ASAF との協議を行うことが要求されない旨を説明する。
- 33 これらの修正は、審議会が作業計画の戦略的方向性とバランスに関して必要な正式のインプットを引き続き入手することを確保するはずである。しかし、重複した正式の協議に関する要求事項を定めずにそれを確保することになる。

IFRS タクソノミ

- 34 DPOC は、IFRS タクソノミのデュー・プロセスについての付属文書を修正して、IFRS タクソノミ・コンテンツに関連したデュー・プロセスを監督する DPOC の役割を定めることを提案している。
- 35 DPOC は、IFRS タクソノミ・アップデートに関連した承認及びレビューのプロセスを要約する表の追加も提案している。付属文書は現在、審議会、IFRS タクソノミ協議グループ及びスタッフのさまざまなレベルのレビュー又は承認を、異なる種類のタクソノミ・アップデートについて定めている。この承認及びレビューのプロセスの実質的な変更は提案していないが、追加される表によって明瞭性が高まることになる。

追加的な修正

- 36 DPOC は、「ハンドブック」を現行の実務に合わせるための他の修正も提案している。「ハンドブック」の理解可能性を改善するための追加的な軽微な修正も DPOC によって提案されている。具体的には、
- (a) 協議グループ — 3.60 項（従来の 3.59 項）は、協議グループの構成はプロジェクトの進展に沿って変化する可能性があり、例えば、異なる専門性（したがって、異なるメンバー）がプロジェクトの異なる段階で必要となる可能性があると説明している。

- (b) DPOC 会議の公開性 — 2.15 項(a)は、DPOC が会議を公開で開催する現行の実務（人事及び他の非公開の論点を非公開セッションで議論する場合を除く）を反映している。
- (c) 諮問会議の使命 — 諮問会議の役割に関する修正後の言及は、現在は審議会（及び評議員会）に戦略的な事項に関して助言しており、特に ASAF の設置及び活動以降は、技術的な諮問機関としてはもはや使用されていないことを反映している。この諮問会議の役割の変化により、IFRS 財団「定款」の結果的修正も必要となっている（付録 B 参照）。
- (d) 透明性のあるコミュニケーションにおける IFRS 財団ウェブサイトの役割 — 3.34 項から 3.37 項（従来の 3.34 項から 3.36 項）を、IFRS 財団ウェブサイトが進行中のデュー・プロセスについての情報をどのようにして利害関係者に与えるのかをより明確に説明するように拡張している。
- (e) ディスカッション・ペーパー — ディスカッション・ペーパーは結論の根拠や反対意見を含んでいないと述べていた一文を 4.13 項から削除している。
- (f) 探索可能性のための再構成 — IFRS 基準の導入及び適用の支援に関する内容を新しいセクション（8）に移している。
- (g) 編集上のレビュー用ドラフト — 3.31 項から 3.33 項を、この特定の種類のレビューの目的を明確化するように改訂している。
- (h) コメントレーター — 用語集における定義を、コメントレーターの受取りにおけるテクノロジーの将来の使用を妨げないように拡張している。

質問 3 — その他の事項

DPOC は、「ハンドブック」をその他の事項（以下を含む）について修正することを提案している。

- 異なる種類の教育的資料について要求されるレビューの種類
- 審議会の作業計画へのプロジェクトの追加に関連した協議
- IFRS タクソノミのデュー・プロセス及びタクソノミ・アップデートの明確化とタクソノミのデュー・プロセスの監督における DPOC の役割

これらの修正案に同意するか。

結果的修正 — IFRS 財団「定款」

- 37 IFRS 諮問会議に関する「ハンドブック」の修正案の結果として、IFRS 財団評議員会は IFRS 財団「定款」の結果的修正を提案している。これらの修正は、諮問会議を評議員会及び審議会での戦略的な助言機関として記述している「ハンドブック」の修正案に合わせたものである。
- 38 IFRS 財団定款の結果的修正案は、付録 B で見ることができる。

質問 4 — IFRS 財団「定款」の結果的修正

IFRS 財団の評議員会は、IFRS 諮問会議の役割に関する「ハンドブック」の修正案の結果として、IFRS 財団「定款」を修正することを提案している。

これらの結果的修正案に同意するか。

付録 A

IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」の修正案

IFRS 財団

デュー・プロセス・ハンドブック

このハンドブックは、国際会計基準審議会及び *IFRS* 解釈指針委員会に適用されるデュー・プロセスの原則を示している。*IFRS* 財団の評議員会には、デュー・プロセスへの準拠を監視する責任を負うデュー・プロセス監督委員会が設けられている。

目 次

開始する項

IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」

1	はじめに	1.1
2	監 督	2.1
	使 命	2.1
	責任の領域	2.8
	プロセス	2.9
	コミュニケーション	2.15
3	原 則	3.1
	透明性	3.2
	十分かつ公正な協議	3.41
	説明責任	3.73
4	技術的作業計画	4.1
	審議会の作業計画に関する5年ごとの協議	4.3
	リサーチ・プログラム	4.6
	概念フレームワーク	4.20
5	基準レベルの基準設定プロジェクト	5.1
	新基準又は大規模修正の要件	5.4
	導入及び維持管理	5.14
6	新基準及び修正基準	6.1
	公開草案	6.1
	受け取ったコメント及び協議の考慮	6.19
	基準の確定	6.30
	適用後レビュー	6.52
7	IFRIC 解釈指針	7.1
	IFRIC 解釈指針案	7.3
	寄せられたコメントの検討	7.14
8	首尾一貫した適用の支援	8.1
	アジェンダ決定	8.2
	教育的資料	8.7
89	認識されたデュー・プロセス違反に対する評議員会の措置の手続書	8.19.1
	附属文書——IFRS タクソノミ・デュー・プロセス	
	用語集	

1. はじめに

- 1.1 IFRS 財団の最重要の目的は、公益のために、高品質の理解可能で強制可能な国際的に認められる、明確に記述された原則に基づく財務報告基準の単一のセットを開発することである。IFRS 財団の「~~戦略レビュー2011~~」は、基準設定機関としての IFRS 財団の使命を遂行するにあたって、国際会計基準審議会（審議会）が財務諸表において企業の財政状態及び業績の忠実な描写を提供する財務報告基準を開発すべきであることを明確にしと考えている。当該基準は、投資者及び他の市場参加者が、資源配分及び他の経済的意思決定を十分な情報を持って行うのに役立つものであるべきである。すべての財務諸表利用者が当該財務諸表の透明性及び誠実性を信認することが、資本市場の有効な機能、効率的な資源配分、国際的な金融の安定及び健全な経済成長にとって極めて重要である。
- 1.2 IFRS 財団「定款」(「定款」)により、審議会は、審議事項の策定及び遂行、並びに業務執行の編成に関する完全な決定権を有する。IFRS 財団評議員会 (評議員会) と審議会は、確立された協議手続を定めている。その目的は、独立した意思決定を行う際に、審議会が基準設定プロセスを透明性のある方法で行うことを確保することであり、その際に、国際財務報告基準 (IFRS 基準) の開発のすべての段階を通じて、関心を有する関係者からの幅広い意見を考慮する。審議会は、さまざまな会計上の代替案や、影響を受ける関係者に提案が与える可能性のある影響について、より適切な理解を得るために、これらの手続を利用する。包括的で効果的なデュー・プロセスは、投資者及び財務諸表情報他の利用者に役立つ高品質の IFRS の開発に不可欠である。
- 1.3 IFRS 解釈指針委員会 (解釈指針委員会) は、IFRS の枠内での識別された財務報告上の問題の適時な識別評価、議論及び解決を通じて、審議会が財務報告を改善するのを支援する。
- 1.4 審議会、解釈指針委員会及び評議員会は、IFRS 財団のスタッフの支援を受ける。この文書における「IFRS 財団スタッフ」は、すべてのスタッフを含んでいる。審議会及び解釈指針委員会の業務を支援するスタッフは、この文書では「テクニカル・スタッフ」と呼んでいる。評議員会の業務を支援するスタッフは「評議員会スタッフ」と呼んでいる。
- 1.5 デュー・プロセス・ハンドブック (「ハンドブック」) ~~本ハンドブック~~は、審議会と解釈指針委員会のデュー・プロセス要求事項を記述している。これらの要求事項は、「定款」及び IASB が公表した「国際財務報告基準に関する趣意書」に示されているデュー・プロセスを反映している。
- 1.6 デュー・プロセス要求事項は、透明性、十分に公正な協議 (IFRS 基準の影響を受ける人々の視点を国際的に考慮) 及び説明責任という原則に基づいている。審議会と解釈指針委員会は、本ハンドブックに記述された以上の手順及び手続を実施することも多い。協議及び運営の方法を絶えず改善しようと努力しているからである。随時、審議会と評議員会のデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) (セクション2参照) は、こうした新規

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

の追加的な手順をデュー・プロセスに組み込むべきかどうかを決定するため、審議会と解釈指針委員会の運営方法をレビューする。同様に、こうしたレビューは、基準及び基準の首尾一貫した適用を支援するための資料の効率的かつ効果的な開発を促進せずにむしろ妨げているデュー・プロセスの手順を削除したり修正したりする可能性もある。

DPOCは「ハンドブック」が高品質の基準の適時な開発と十分なデュー・プロセスのバランスの達成を確保することを求めている。

- 1.7 審議会と解釈指針委員会の正式のデュー・プロセスは、次の役割を果たす。
- (a) その活動が十分かつ効果的な協議プロセスを活用していることを確保するために行わなければならない行うべき最低限の手順を明示する。
 - (b) 考慮しなければならないすべき必須でない手順又は手続を識別する。「遵守するか又は説明せよ」のアプローチと呼ばれており、プロセスにおける必須でない手順は依然として推奨され、それらに従わない場合には説明が必要となることを意味している。
 - (c) IFRS 基準及び関連する文書の品質の向上に役立つその他の（任意の）手順を識別する。
- 1.8 IFRS タクソノミに関する正式のデュー・プロセスは、この「ハンドブック」の付属文書に記載されている。IFRS タクソノミへの言及は、該当がある場合、この「ハンドブック」の本体にも現れる。

2. 監督

使 命

- 2.1 **IFRS 財団**の評議員会は、審議会及び解釈指針委員会の運営を監督する。
- 2.2 **IFRS 財団**の評議員会には、DPOC が設けられ、審議会及び解釈指針委員会のデュー・プロセス手続をレビューする責任を有する。DPOC は、適時に、かつ、審議会及び解釈指針委員会の活動の効率的な運営や **IFRS 基準及び IFRS 基準の首尾一貫した適用を支援するための資料の適時な開発を阻害するのではなく促進する方法で、運営される**なければならない。
- 2.3 DPOC は、**IFRS 財団**の評議員会への説明責任を有し、審議会と解釈指針委員会が最善の実務を反映したデュー・プロセス手続に従うことを確保することに責任を負う。DPOC が必要と認めた場合には、適時にデュー・プロセスの改善を行う。
- 2.4 DPOC は、審議会と解釈指針委員会のデュー・プロセスに対する継続的な監督を、基準、IFRS タクソノミ又は IFRIC 解釈指針の開発段階全体（アジェンダ設定及び適用後レビュー（PIR）を含む）を通じて提供する。

- 2.5 DPOC は、継続的な定期的活動で行う定義された透明性のある手順を通じて、また、基準設定プロセスに関して利害関係者から提起された問題点への対応により、監督を遂行する。
- 2.6 DPOC の活動は、デュー・プロセスに関する事項に限定される。DPOC は、審議会が決定した技術的な財務報告上の事項のレビューや検討を行わない。「定款」で明確にされているとおり、これらの決定は審議会だけの責任事項である。
- 2.7 DPOC は、評議員スタッフ資源である評議員会活動ディレクター ~~評議員会活動を扱う IFRS 財団スタッフ~~の支援を受けるが、これはテクニカル・スタッフから独立している。

責任の領域

- 2.8 DPOC は、次のことについて責任を負う。
- (a) 審議会と IFRS 財団スタッフとともに、審議会及び解釈指針委員会の基準設定活動のデュー・プロセス活動及び IFRS 基準の首尾一貫した適用を支援するための資料の開発を定期的に、かつ適時にレビューする。
 - (b) ~~基準、解釈指針及び IFRS タクソノミの開発及びレビューに関連する「デュー・プロセス・ハンドブック」~~ における手続のレビューと更新の提案を行い、審議会の手続 ~~それら~~が最善の実務となることを確保するようにする。
 - (c) ~~審議会の協議~~ グループの人員構成を視点の適切なバランスを確保するようにレビューするとともに、それらのグループの有効性を監視する。
 - (d) デュー・プロセス事項に関する第三者からの意見に、評議員会活動ディレクター ~~を扱う IFRS 財団スタッフ~~及びテクニカル・スタッフと協力して、対応する。
 - (e) ~~IFRS 諮問会議（諮問会議）、解釈指針委員会及び基準設定活動に関連性のある IFRS 財団の他の機関の有効性を監視する。~~
- (e) ~~(f)~~ 評議員会に対して、デュー・プロセスに不可欠な委員会の人員構成に関する定款上の変更に関して、適宜、提言を行う。

プロセス

- 2.9 DPOC は、基準、IFRS タクソノミ又は IFRIC 解釈指針の開発全体（アジェンダ設定及び PIR を含む）を通じて活動する。これは、審議会、解釈指針委員会及び IFRS 財団スタッフによる頻繁定期的な報告及び彼らとの対話を通じて達成される。
- 2.10 各技術的プロジェクトについて、審議会は、デュー・プロセス要求事項にどのように準拠したのかどうかを検討しなければならない判断する。これは、テクニカル・スタッフの報告書に基づいて行うが、その内容は次のようなものとすべきである。

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

- (a) デュー・プロセスに関して提起された論点の要約、利害関係者の参加の程度、論議を呼ぶ可能性の高い基準案又は IFRIC 解釈指針案の領域を記載する。
- (b) 実施したプロセスの証拠及び評価を示す。
- (c) 審議会が、特定のプロジェクトについて、必須ではない「遵守するか又は説明せよ」の手順を採用しない（例えば、~~通常よりも短いコメント期間を提案する、提案の再公開が必要ないと判断する、協議グループを設けないなど~~ 3.45 項参照）決定をした理由を説明する。
- (d) テクニカル・スタッフの意見では、適用されるデュー・プロセスに準拠したのかどうか結論を下す。

こうした報告はもすべて DPOC に連絡し、DPOC がそれをレビューして適時に対応するための十分な時間を提供するしなければならない。

- 2.11 これらの報告書は、~~関連するプロジェクトのページ及び~~ DPOC の IFRS 財団ウェブサイトに掲載する。
- 2.12 DPOC は、審議会及び IFRS 財団スタッフが設定されたデュー・プロセスへの準拠について示した証拠をレビューし評価する。このレビュー及び評価の結論（デュー・プロセスの懸念が識別されているかどうかを含む）は、2.15 項 ~~(c)~~(d) で言及する報告書に記載される。新基準又は修正基準が確定される前に、DPOC は、デュー・プロセスのレビューを完了したことを確認する。決定に至る際に、DPOC は単純過半数で運営する。
- 2.13 DPOC は、利害関係者との接触を通じて、適切な場合は、審議会のデュー・プロセスに関して提起された論点に対応し、そうした論点が満足のいく形で扱われるようにする（セクション 9 参照）。
- 2.14 DPOC は、その活動に際して評議員会スタッフの支援を受けるが、現在のところ審議会が提供する情報を監査検証する意図はない。審議会及び DPOC が透明性のある方法で運営されることにより監査は不要となるからである。そうは言ってもしかし、DPOC は提供された情報について評議員会スタッフのレビューを要請することができる。

DPOC によるコミュニケーション

- 2.15 DPOC は、透明性のある形で、また、利害関係者から提起された論点を適切に考慮して、運営するしなければならない。DPOC は次のことを行う要求される。
 - (a) 公開で会合し、会議資料と会議の録音が IFRS 財団ウェブサイトで公開されることを確保する。
 - ~~(a)~~(b) 評議員会に対し、評議員会の定例会議の際に及び必要に応じて随時、活動に関する最新状況を報告する。

- (b)(c) 評議員会に代わって、モニタリング・ボードに対し、定例の合同会議の際に及び必要に応じて随時、活動に関する最新状況を報告する。
- (e)(d) IFRS 財団ウェブサイトの ~~DPOC~~ セクションで、~~結論~~ 及び議論及び資料 の報告書を提供する。当該報告書には、議論した論点の詳細（技術的活動のそれぞれに関するデュー・プロセスへの準拠を含む）を記載する。こうした報告書は、DPOC 会議の終了後速やかに提供すべきである。
- (d)(e) 評議員会に対し、活動に関する年次報告書を作成する。
- (e)(f) 運営手順書が、本文書や DPOC の綱領 及び他のガバナンス文書 とともに、IFRS 財団ウェブサイトで利用可能となるようにする。

3. 原則

- 3.1 デュー・プロセス要求事項は、以下の原則を基礎としている。
- (a) 透明性——審議会及び解釈指針委員会は基準設定プロセスを透明性のある方法で実施する。
 - (b) 十分で公正な協議——IFRS の影響を受ける人々 利害関係者の視点を国際的に考慮する。
 - (c) 説明責任——審議会は提案が影響を受ける関係者に与える可能性のある影響を分析し、基準の開発又は変更の際に決定に至った論拠を説明する。

透明性

公開の会議、投票及び書面投票

会議

- 3.2 審議会及び解釈指針委員会は、~~通常は~~一般公開する。公衆は傍聴者として会議に出席できる。会議は録音され、可能な場合には、ウェブキャストを通じて生放送する。会議の録音は IFRS 財団ウェブサイトで公開する。審議会及び解釈指針委員会は、管理上その他の技術的でない事項を議論するために非公開で会合する場合がある。技術的事項と技術的でない事項との境界線を明確にすることが困難な場合があることを認識しつつ、審議会及び解釈指針委員会は、技術的事項の十分な開かれた検討を公開の会議の間に行う必要があるという原則を損なわないよう最善の努力を する しなければならない。
- 3.3 各ボード会議において達した暫定的決定の要約は、IASB® *Update* と呼ばれる会議要約で公表され、解釈指針委員会の暫定的決定は、IFRIC® *Update* と呼ばれる会議要約で公表される。これらの要約は、IFRS 財団ウェブサイトで公開する。
- 3.4 審議会及び解釈指針委員会の定例会議は、実務上可能な限り先まで計画し、テクニカ

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

ル・スタッフ、審議会及び解釈指針委員会のメンバー並びに関心のある利害関係者が、それらの会議の準備をするのに役立つ。

- 3.5 会議日程は IFRS 財団ウェブサイトで公表する。時には、審議会は会議を短期間の通知で開催することが必要となる。審議会議長はこうした会議をいつでも招集できる。審議会は、次回の会議を通常は IFRS 財団ウェブサイトを通じて発表し、例外的な状況を除いては最低限24時間前に通知するよう最善の努力を払う。

ペーパー及び傍聴者のアクセス

- 3.6 審議会及び解釈指針委員会の会議の前に、テクニカル・スタッフは、提案をと根拠となる分析をとともに付したテクニカル・スタッフ・ペーパーを作成する責任がある。審議会又は解釈指針委員会が公開の会議で検討するためのものである。
- 3.7 ~~テクニカル・スタッフ・ペーパー~~の目的は、審議会又は解釈指針委員会のメンバーが、技術的事項について十分な情報に基づく決定を行うえるようにするための十分な情報を提供することである。ペーパーを作成する際に、テクニカル・スタッフはリサーチを実施することが期待され、これには審議会メンバーの助言を求めることも含まれる。しかし、提案は、最終的にはテクニカル・スタッフが得た情報を検討した後における見解を反映する。
- 3.8 ~~テクニカル・スタッフ・ペーパー~~は、通常は、議論が予定されている日の10日から14日前に配布し、審議会及び解釈指針委員会のメンバーが提案を検討し評価するのに十分な時間を確保する。
- 3.9 場合によっては、テクニカル・スタッフ・ペーパーをもっと会議日に近い時期（時には会議当日）に配布することが必要となることもある。審議会又は解釈指針委員会のメンバーは、例えば、会議中に追加の分析を依頼することができる。それをテクニカル・スタッフが当該会議の後の方のセッションで作成し配布する。
- 3.10 テクニカル・スタッフの提案について決定を行える十分な情報と十分な時間があるかどうかを評価するのは、審議会及び解釈指針委員会のメンバーの責任である。
- 3.11 審議会又は解釈指針委員会のメンバーが公開の会議で議論したすべての資料（テクニカル・スタッフが作成したペーパーを含む）は、通常は、IFRS 財団ウェブサイトを通じて傍聴者に公開される。審議会の議長、副議長又は技術的活動のシニア・エグゼクティブ・ディレクターは、ペーパー又はペーパーの一部について傍聴者への公開を制限する裁量権がある。それは、その資料を公開すると個別の関係者に害がある場合（例えば、当該情報を発表することが証券開示の法律の違反となる可能性がある場合）である。DPOC は、こうした状況での資料の公開の制限は稀であり、審議会及び解釈指針委員会の大部分のペーパーは全体が公開されると予想している。
- 3.12 テクニカル・スタッフは、審議会及び DPOC に対して、少なくとも年一回、審議会又は解釈指針委員会が議論した資料が、どの程度、傍聴者に公開されなかったのか、及び

その主な理由を報告することが求められる。さらに、テクニカル・スタッフは、報告書の中に、5 作業日前よりも後に掲載配布した会議資料の件数とその理由を記載することが要求される。

- 3.13 テクニカル・スタッフ・ペーパーは重要ではあるが、テクニカル・スタッフは、審議会又は解釈指針委員会の会議において、次のようなものを参考に、ペーパーを口頭で補足する場合がある。スタッフのリサーチや、諮問会議、協議グループ及び他の関心のある関係者との協議、あるいは公聴会、フィールドワーク、教育セッション、コメントレターから得たコメントや情報などである。

公表物、会議及び書面投票プロセス

- 3.14 すべての重要な審議会の決定についての最低限の投票要件は、次のとおりである。

公表文書	
情報要請 (4.16 項) リサーチ・ペーパー (4.16 項)	審議会メンバーの少なくとも 60%が出席した公開の会議での単純多数決
ディスカッション・ペーパー (4.16 項)	単純多数決 (書面投票による)
公開草案 (6.9 項) IFRS for SMEs 案 (6.9 項) IFRS 基準 (6.23 項) IFRS for SMEs (6.23 項)	特別多数決 (書面投票による)
実務ガイダンス (6.39 項)	特別多数決 (書面投票による)
「財務報告に関する概念フレームワーク」(4.21 項)	特別多数決 (書面投票による)
IFRIC 解釈指針案 (7.10 項)	解釈指針委員会のメンバーの反対が 4 名以下 (書面投票による)
IFRIC 解釈指針 (7.227.23 項)	解釈指針委員会のメンバーの反対が 4 名以下 (書面投票による) 審議会の批准には公開の会議での特別多数決が必要
IFRS タクソノミ・アップデート文書案 (A16 項)	特別多数決 (書面投票による)
IFRS タクソノミ・アップデート文書 (A16 項)	特別多数決 (書面投票による)

- 3.15 審議会の特別多数決は、審議会メンバーが~~15名~~13名以下の場合には、文書の公表を支持する~~9名~~8名のメンバーの書面投票、審議会メンバーが~~16名~~14名の場合には~~10名~~9名のメンバーの支持を要する。棄権は提案への反対と同等とする。

- 3.16 3.15項に述べた公表物のほか、~~基準レベルのプログラムへのテクニカル・プロジェクトの審議会の作業計画への基準設定プロジェクトの追加並びに協議グループ、フィールドワーク及び他のデュー・プロセス事項 (協議グループを設置しないことなど)~~に関する決定は、審議会メンバーの少なくとも60%が直接に又は通信手段により出席した公開の会議での単純多数決を必要とする。

会 議

- 3.17 審議会メンバーは、会議に直接出席することが期待される。しかし、会議を電話会議、ビデオ会議又は他の類似の通信手段を使用して開催することもできる。審議会の定足数は、選任されているメンバーの 60%の直接又は通信手段による出席である。メンバーによる委任状投票は認められない。
- 3.18 解釈指針委員会も、公開で会議を行い、審議会の会議に関する審議会の全般的な方針と同様の手続に従う。解釈指針委員会の定足数を満たすには、最低限10名の議決権を有するメンバーがの直接又は通信手段を通じての出席していなければならないが解釈指針委員会の定足数となる。議決権を有するメンバーはそれぞれ1票を有する。各メンバーは、自らの独立した見解に従って投票するのであり、自らが関係する企業、組織又は関係者の代表として投票するのではない。解釈指針委員会のメンバーの委任投票は認められない。
- 3.19 審議会及び解釈指針委員会の議長は、専門的なインプットが必要とされる場合に、他の者にアドバイザーとして出席を依頼することができる。解釈指針委員会のメンバー、又は指名されたオブザーバーも、議長の事前の同意により、議論されているトピックについての専門的知識を有するアドバイザーを会議に招聘することができる。このような招待されたアドバイザーは発言の権利を有する。
- 3.20 技術的文書（ディスカッション・ペーパー、公開草案、基準など）の開発段階では、審議会は公開の会議で技術的事項を議論する。その会議の間に、審議会のメンバーは、どの技術的代替案を支持するのかをスタッフに意思表示するよう求められることが多い。こうした特定の技術的論点に関する暫定的な投票は、関連するデュー・プロセス文書を開発するための指示を審議会からテクニカル・スタッフに与えるものであるが、公式の承認プロセスの一部ではない。個々の審議会メンバーは、ある代替的な財務報告の取扱いの方が審議会の過半数が支持した取扱いよりも好ましいと考えるが、それでもなおプロジェクトの提案が全体として財務報告を改善することになると考えるという場合もある。
- 3.21 技術的な代替案に賛成する単純多数決は、一般的には、プロジェクトを進める上でテクニカル・スタッフを導くのに十分である。会議に直接又は通信手段で出席したメンバーの単純過半数で行うべき決定について同数の票となった場合には、議長が追加の投票権を有するものとする。~~しかし、~~テクニカル・スタッフは、暫定的決定に反対する審議会メンバーが全体としての提案に反対する可能性があるかどうかを判断することが必要となる。

書面投票

- 3.22 書面投票は、審議会メンバーが上記の3.14 項の表に列挙した文書の公表に同意する（又は解釈指針委員会のメンバーが、批准を求めるために IFRIC 解釈指針を審議会に送付する前に、その確定に同意する）正式のプロセスである。書面投票は会議の外で行

われる。

- 3.23 審議会及び解釈指針委員会は、公開の会議で、認識、測定及び開示の事項に関する技術的決定を行う。テクニカル・スタッフは、最終の公表物がそれらの決定を反映することを確保するのはテクニカル・スタッフの責任を負うである。
- 3.24 文書の書面投票の手段中に、審議会又は解釈指針委員会のメンバーは、文書をレビューして草案作成が彼らの技術的決定と整合していることを確認する。反対意見があれば、書面投票前草案（pre-ballot draft）及び書面投票用草案（ballot draft）に織り込んで、他の審議会メンバーが書面投票の完了する前に検討できるようにする。
- 3.25 正式な書面投票の手段が始まる前に、テクニカル・スタッフは通常、1つ又は複数の書面投票前草案を作成し、これに対して審議会又は解釈指針委員会のメンバーが文案作成についてのコメントを提供する。
- 3.26 場合によっては、文案作成のプロセスで技術的事項に関する不確定な点が明らかになることがある。達していた結論が最初に考えたほど明確ではなかったことによるものである。また、文案作成のプロセスで、IFRS 基準の各セクション又は他の事項のうち審議会又は解釈指針委員会の会議で議論されていなかったもの間の不整合が明らかとなる場合もある。こうした技術的事項の解決は、通常、テクニカル・スタッフにテクニカル・スタッフ・ペーパーを作成させ、審議会又は解釈指針委員会の公開の会議に、整理論点として提出することにより行う。その場合、当該事項の解決は審議会又は解釈指針委員会の単純過半数により行うことができる。整理論点を審議会又は解釈指針委員会に提出することは、書面投票手段を再度開始する原因とはならない。
- 3.27 IFRS 基準の首尾一貫した適用を国際的に支援するため、審議会は、明確で理解可能で強制可能な基準を開発することを目指している。さらに、原則ベースのアプローチと整合的に、基準に付属する必要な適用ガイダンス及び設例を提供する。
- ~~IFRS 財団は、IFRS 基準の国際的な首尾一貫した適用を確保するのを助けるためのあらゆる支援を提供する。その最重要の目的に沿って、審議会は、明瞭で理解可能で強制可能な基準を開発し、原則主義の基準設定アプローチと整合するガイダンスを提供することを目指す。適用指針及び設例は、原則を首尾一貫した方法で理解し適用するために必要である場合には、提供する。~~
- 3.28 新基準の文案作成の際に、審議会は、IFRS 基準を適用又は使用する人々の多くが英語の IFRS 基準の翻訳版で業務を行っていることを意識する。書面投票手段の一環として、テクニカル・スタッフは、IFRS 財団の翻訳担当スタッフ及び IFRS タクソノミ担当 ~~テクニカル・スタッフ~~と連絡を取り、提案されている文書の文言が容易に他の言語に翻訳でき、IFRS タクソノミに容易に組み込めるようにする すべきである。すべての文書は、広範な編集上のレビューを 経るの対象ともなる。
- 3.29 テクニカル・スタッフは、文書について正式の投票の準備ができたと評価すると、投票用草案を配布する。審議会又は解釈指針委員会のメンバーは、この文書に対して投票を

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

行う。審議会は、投票をどのように実施すべきかを決定できるが、紙又は電子媒体を使用することができる。

- 3.30 書面投票の後であっても、~~IASBメンバー又はテクニカル・スタッフ~~が、文書の明瞭性を向上させるために文案の変更を行うことは珍しくない。こうした変更は、技術的決定が影響を受けない限り認められる。こうした変更の件数に応じて、~~テクニカル・スタッフ~~は、書面投票後に審議会上に報告するか又は最終的な変更を示す投票後草案を審議会上に配布する。

編集上のレビュー用ドラフト

- 3.31 審議会は通常、公開草案、基準及び解釈指針~~IFRS 基準、IFRIC 解釈指針~~のほか、主要な公開草案及びディスカッション・ペーパーの文案作成について ~~IASB~~IFRS 財団の外部の人々からのインプットを求める。便宜上、公開草案、新基準若しくは基準の大規模修正、又は解釈指針の文案このような文書のドラフトを、編集上のレビュー用ドラフトと呼ぶ。編集上のレビュー用ドラフトは、選抜されたレビュー者のグループ（協議グループのメンバー、解釈指針委員会、他の基準設定主体、当該プロジェクトにフィードバックを提供した関係者など）に配布する場合がある。また、選抜されたレビュー者のグループに送られている間に審議会ウェブサイトで公表する場合もある。外部レビューの内容（誰にドラフトのレビューを依頼するのか、及びドラフトの一般公開も行うのかどうか）は審議会の裁量による。テクニカル・スタッフは、編集上のレビュー用ドラフトを審議会メンバーへの書面投票前草案の配布前に作成すべきか、あるいは書面投票用草案のいずれかをこの目的に使用すべきかを決定する。

- 3.32 編集上のレビュー用ドラフトの目的は限定的である。デュー・プロセスにおける正式の手順を構成するものではなく、その代替となるものでもない。むしろ、「致命的欠陥（fatal flaw）」の有無についての編集上のレビューであり、レビュー者は、文案が明確であり、かつ審議会が行った技術的決定を反映しているかどうかに関するフィードバックを求められる。~~編集上のレビュー用ドラフトにはコメント募集は掲載しない。こうしたレビューの目的は、技術的決定について質問することではないからである。むしろ、~~レビュー者が、文書が内部的な不整合又は下記のものとの不整合を含んでいるかどうか、及び下記を明確に記述しているかどうかについてのフィードバックを求められる編集上のレビューである。

(a) 基準又は IFRIC 解釈指針については、要求事項

(b) 公開草案については、提案されている要求事項

(c) ディスカッション・ペーパーについては、審議会が検討した事項及び審議会の予備的見解

レビュー者は組織の見解ではなく個人的見解を伝えるものであるため、彼らのコメントは通常は公開しない。

- 3.33 審議会の外部のレビュー者を利用することは必須の手順ではないが、審議会がこれを利用する場合には、DPOCへの報告の中で、外部のレビュー者をどの程度利用したのかをDPOCに報告する記載しなければならない。

IFRS財団ウェブサイトに関する情報

- 3.34 IFRS財団ウェブサイトは、審議会及び解釈指針委員会のデュー・プロセスを伝達するプラットフォームである。

~~審議会及び解釈指針委員会の作業計画は、通常、IFRS財団ウェブサイトで維持管理される。作業計画は、定期的に更新して、最近の審議会の決定に基づくプロジェクトの日程の最善の見積りを反映するようにすべきである。~~

- 3.35 すべての公開資料（デュー・プロセスに関連するものを含む）は、IFRS財団ウェブサイトで自由に利用可能である。これらの資料には次のものが含まれる。審議会及び解釈指針委員会の作業計画、会議日程及びアジェンダ、公開ペーパー、会議の要約及び録音、コメントレター、IFRS基準の首尾一貫した適用を支援する資料（ウェブキャストなど）。作業計画は、最近の審議会及び解釈指針委員会の決定に基づいて見積ったプロジェクトの日程を反映するように定期的に更新される。IFRS財団ウェブサイトには、協議グループ会議に関する資料も掲載される。

- ~~3.353.36 各プロジェクトには、通常は当該プロジェクトの進捗状況を伝えるための独自のプロジェクト・ページを設ける、当該プロジェクトの進捗状況が伝わるようにする。~~

- ~~3.363.37 IASBのデュー・プロセスDPOCの業務に関連する公表物及び情報は、IFRS財団ウェブサイトで自由に利用可能とする。こうした情報には、過去のウェブキャスト、コメントレター、会議日程などが含まれるが、これらに限らない。~~

教育セッション、小グループ会議及び担当審議会メンバー

- ~~3.373.38 公開の意思決定会議に加えて、審議会は教育セッション及び小グループ会議を開催する場合がある。~~

教育セッション

- 3.383.39 教育セッションは、時々、審議会の会議の前に開催される。審議会メンバーに、ペーパーの要点を明確にしに関する明確化を求める機会、及びアプローチの詳細又はテクニカル・スタッフとの意見不一致を議論する機会を意思決定会議に先だって提供するためである。教育セッションは一般公開され、通常の審議会の会議と同じ透明性の原則に従う。

非公開の小グループ会議

- ~~3.393.40 審議会メンバーは、時にはテクニカル・スタッフの要請により、技術的論点を非公開で議論するための会議を行うことができる。小グループ会議は、技術的論点の十分かつ開かれた検討を公開の会議においての間に行わなければならないという原則を損なって~~

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

はならない。小グループ会議に出席する審議会メンバーの人数は、出席する審議会メンバーが書面投票の特別多数決を妨げる可能性のある人数とすることはできない (3.15 項参照)。

担当 IASB メンバー 審議会アドバイザー

3.403.41 すべての審議会及び解釈指針委員会のメンバーは、IFRS 基準及び IFRIC 解釈指針の開発及び公表の際に行う決定に責任を負う。主要プロジェクトについて、審議会の議長は、通常、特定の審議会メンバーを、審議会アドバイザーとしてプロジェクトの担当とするに割り当てられる。 担当 IASB メンバー 審議会アドバイザーは、テクニカル・スタッフ・ペーパーの原案に示された分析の適切性及び明瞭性についてテクニカル・スタッフに当該プロジェクトについての戦略的及び技術的な助言を与え、審議会が技術的決定を行うのに必要な十分な情報が提示されるようにする。 しかし、テクニカル・スタッフ・ペーパーで行われる提案は、必ずしも担当審議会メンバー 審議会アドバイザーの見解を反映するものではなく、スタッフ・ペーパー及びその中での提案についてはテクニカル・スタッフが最終的な責任を有する。 審議会アドバイザーの人数は、参加する審議会メンバーが書面投票の特別多数決を妨げる可能性のある人数とすることはできない (3.15 項参照)。

十分かつ公正な協議

3.413.42 審議会は、関心があり影響を受ける利害関係者との広範な協議により IFRS 基準の品質が高まるという原則に基づいて運営する。 この協議は、さまざまな手段を通じて実施され、これには、コメント募集、個別の会議又はフィールドワークなどが含まれるが、それには限らない。いくつかの協議プロセスは必須である。他の手続は必須ではないが、審議会が考慮しなければならず、そのプロセスが必要ないと判断した場合には、審議会は DPOC に対し、当該手順を行わない理由を説明するしなければならない。

最低限の安全措置

3.423.43 審議会が IFRS 基準又は IFRIC 解釈指針を公表できるようになるまでに、審議会及び解釈指針委員会は、従わなければならないいくつかの手順に従うことを要求されるがある。 これらの手順は、基準設定プロセスの誠実性を保護確保するための最低限の安全措置として設計されている。

3.433.44 必須であるデュー・プロセスの手順には、以下のものがある。

- (a) 提案を1つ又は複数の公開の会議で議論すること
- (b) 一般のコメントを求めるために、新 IFRS の提案、基準の修正案、又は IFRIC 解釈指針案の草案を公開すること（最低限のコメント期間がある）
- (c) 提案に対して受け取ったコメントレターを適時に検討すること
- (d) 提案を再度公開すべきかどうかを検討すること

- (e) 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 及び諮問会議に対して、技術的プログラム作業計画、主要プロジェクト、プロジェクト提案及び作業の優先順位について報告すること
- (f) 解釈指針の審議会による批准解釈指針を批准するかどうかを公開の審議会の会議で決定すること

「遵守するか又は説明せよ」の手順

3.443.45 他の必須でない手順が「定款」に示されているその他の手順は必須ではない。 次のものが含まれる。

- (a) 公開草案を開発する前に討議文書（例えば、ディスカッション・ペーパー）を公表すること
- (b) 協議グループ又は他の種類の専門家諮問グループを設置すること
- (c) 公聴会を開催すること
- (d) フィールドワークを実施すること

3.453.46 審議会がそれらの必須でない手順を実施しないと決定する場合には、その決定及び当該手順を実施しない理由を DPOC に通知するしなければならない。それらの説明は、該当する公開草案又は基準とともに公表する決定事項の要約及び結論の根拠にも記載する。

投資者

3.463.47 審議会は、投資者及び他の市場参加者が、十分な情報に基づいた資源配分及びその他の経済的意思決定を行うのに役立つ財務報告-IFRS 基準を開発する責任がある。~~IASB は、IFRS タクソノミの内容についても責任がある。~~

3.473.48 投資者及びアナリストのような投資仲介者は、コメントレターの提出者として代表を出す度合いが過小となる傾向があり、したがって審議会は基準設定の全体を通じて新基準又は基準の大規模な修正に関する提案について投資者と協議する追加的な手順を踏まなければならない。こうした追加的な手順には、アンケート調査、個別の会議、ウェブキャスト、代表者グループ（資本市場諮問委員会(CMAC)など）との会合などが含まれる場合がある。この焦点を絞った投資者との協議からのフィードバックは、~~テクニカル~~スタッフ・ペーパーに要約され、コメントレターとともに検討され評価される。このフィードバックの報告は、秘密保持の要請を尊重しつつ、できるだけ透明性のあるものとする。

3.483.49 プロジェクトが進行するに従い、審議会は、投資者及び投資仲介者とどのように協議を行ったのかを、スタッフ・ペーパー、IFRS 財団ウェブサイト上のプロジェクト・ページ及び DPOC への報告書の中で報告する。DPOC は、この情報を定期的な技術的更新報告書及びプロジェクト終了時のデュー・プロセスのレビューで受け取る (2.12 項参

照)。審議会は、投資者から十分な情報を収集して、提案する新たな要求事項に関して十分な情報に基づく決定を下せるようにする。

各国及び各地域のネットワーク

~~3.493.50~~ 審議会は、各国会計基準設定主体及び会計基準設定に関与している地域団体のネットワークに支えられている。このような各国会計基準設定主体及び会計基準設定に関与している地域団体は、それらの使命の枠内の機能を果たすことに加えて、リサーチの実施、審議会の優先順位に関するガイダンスの提供、アウトリーチの促進及び協力、自らの法域内からの利害関係者の審議会のデュー・プロセスへのインプットの促進、発生しつつある論点の識別などを行う場合がある。

~~3.503.51~~ 審議会は、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) と情報を共有し協議を行う。さらに、基準設定主体の国際団体及び地域的団体とも情報を共有し協議を行う。そうした団体として、基準設定主体国際フォーラム (IFASS)、アジア・オセアニア基準設定主体グループ (AOSSG)、ラテンアメリカ基準設定主体グループ (GLASS)、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)、パン・アフリカ会計士連盟や、各法域 (各国) の基準設定主体がある。審議会メンバーは、こうした各地域及び各国の団体の代表者と会合する。審議会のデュー・プロセスと他の会計基準設定主体のデュー・プロセスとの緊密な協調は、審議会の目的の達成に重要である。

~~3.513.52~~ 協議活動は、会計基準設定主体との相互関係を越える範囲にも及ぶ。審議会は、プロジェクトを通じて広範囲の関心のある関係者と相互関係を持つ。これにはフィールドワークによる実務的なビジネス分析が含まれる場合がある。審議会は、国際監査保証基準審議会 (IAASB)とも連携し、新基準及び修正基準の監査可能性の問題についてコメントを受ける。審議会メンバー及びテクニカル・スタッフも、定期的に教育セッションを開催し、関心のある関係者の会議に出席し、関心のある機関に意見発信を要請し、組織 IFRS 財団の主要な出来事を IFRS 財団ウェブサイトで発表する。

~~3.523.53~~ 協議は、デュー・プロセスのサイクル全体にわたり、審議会は、審議会と基準設定に関心のある関係者との協力とコミュニケーションを促進する目的で行われるために、基準設定の全体を通じて協議を行う。

IFRS 諮問会議

~~3.533.54~~ 諮問会議は、広範な戦略的助言を審議会及び評議員会に提供する。審議会の技術的アジェンダ作業計画、プロジェクトの優先順位、IFRS 基準の適用及び導入に関連する戦略的な論点プロジェクト論点、特定の提案の生じ得る便益及びコストについてである。諮問会議は、審議会が反応をテストするための相談役としても機能し、通常の協議プロセスを補完する意見の収集にも利用される場合がある。審議会が、新基準又は基準の大規模な修正に関するプロジェクトを基準設定プログラムに過去のアジェンダ協議で考慮していなかった主要なプロジェクトを作業計画に追加することを検討している場合には、これらのプロジェクトに関する提案を諮問会議と協議に提示する (4.6 項参照)。審議会

は、リサーチ及び基準設定の作業計画に関する最新状況も諮問会議に定期的に提示する。

証券その他の規制当局

~~3.543.55~~ 審議会は、財務諸表の透明性及び誠実性を改善する高品質で理解可能で強制可能な国際的な財務報告基準を開発する責任がある。 審議会は、IFRS タクソノミの内容についても責任があり、これは証券規制当局が一般目的財務報告書へのデジタル・アクセスを容易にすること作業を支援することができる。

~~3.553.56~~ これを達成するためには、審議会はが証券規制当局との対話を維持することが重要である。こうした対話は、通常、そうした規制当局との定期的な会合の設定により行われる。さらに、解釈指針委員会は、証券規制機関のメンバーを解釈指針委員会の会議に正式のオブザーバーとして招聘する権利を有する。

~~3.563.57~~ IFRS 基準に従って作成された財務情報は、金融監督当局や税務当局など他の規制当局に利用される。IASB は、財務諸表の透明性と誠実性を向上させるために IFRS 基準を開発する。

~~3.573.58~~ IASB は、金融監督当局が機能の一部について財務報告書に依拠していることを認識している。 金融規制当局を支援するため、その文脈において、審議会はこうした機関との拡大した対話を、特に金融安定理事会及び国際決済銀行を通じて維持する。

協議グループ

~~3.583.59~~ IASBIFRS 財団は通常、審議会の主要プロジェクトのそれぞれについて、専門家諮問グループなどの協議グループを設置する。 協議グループは、追加的な実務上の経験及び専門知識に対するアクセスを審議会に提供する。

~~3.593.60~~ あるプロジェクトが審議会の基準設定プログラムに追加された時点で、審議会は、当該プロジェクトについて協議グループを設置すべきかどうかを検討するしなければならない。こうしたグループの設置は必須ではないが、審議会が設置しないと決定する場合には、その理由をプロジェクト・ページで説明し、DPOCに通知するしなければならない。協議グループの人員構成は、グループを設置しようとしている目的を反映すべきであり、多様で広範囲の地理的にバランスの取れた人員構成に依拠することを確保する必要性を念頭に置く。協議グループの構成は、プロジェクトの異なる段階において異なる種類の専門性の必要性を反映して、時とともに変化する場合がある。 IASB は通常、指名及び立候補をウェブサイトを通じて募集するが、各関係者に直接アプローチすることもできる。

~~3.61~~ IASBIFRS 財団は、専門家の諮問グループを設置する場合もある。 その人員構成は、投資者や作成者などの特定のセクターを反映し、個別のプロジェクトではなく広範囲のトピックについての助言を提供するために定期的に会合する。DPOCは、満足のいく視点のバランス（地域的バランスを含む）を確保するために、各グループの人員構成案をレビューする。

3.62 IFRS 財団は、通常、協議グループ（プロジェクト固有の協議グループであれ、専門家の諮問グループであれ）への推薦及び応募について自らのウェブサイトを通じて告知するが、当事者に直接アプローチする場合もある。DPOCは、視点についての満足のいくバランス（地域的バランスを含む）を確保するために、各グループの人員構成案をレビューする。

~~3.603.63~~ それぞれの協議グループには委任事項があるを定めるべきである。これは、グループの目的、審議会がメンバーに期待すること、及び当該グループに対する審議会の責任を示すものである。審議会は、1つのプロジェクトについて複数の協議グループを設けることができる（例えば、基準案又は PIR の特定の側面について助言を与えるため）。

~~3.613.64~~ プロジェクトに関する作業が開始したならば、当該プロジェクトに関する協議グループは、テクニカル・スタッフがグループとの協議がプロジェクトに役立つと考えた判断する時に協議を受けべきである。テクニカル・スタッフは、グループのメンバーに、プロジェクトの進捗状況に関する定期的な最新情報を提供し、審議会にグループの作業に関するフィードバックを提供すべきである。

~~3.623.65~~ IASBの協議グループの会議は、通常、一般に公開し、審議会のメンバー又はテクニカル・スタッフが議長を務める。ただし、協議グループは非公開で会合する場合がある。協議グループが議論するペーパーは、すべて一般公開する。一般公衆は会議を傍聴することができる。会議は録音し、可能な場合には、ウェブキャストを通じて生放送する。会議の録音は、IFRS 財団のウェブサイトで公開する。審議会が協議グループの特定の会議を非公開にすべきだと決定した場合には、通常、そうした会議のそれぞれの要約を、関連するプロジェクト・ページに掲載する。

~~3.633.66~~ すべての協議グループについて、テクニカル・IFRS 財団スタッフが毎年レビューして次のことを評価する。各グループがその設立の目的であった機能を引き続き果たしているかどうか、及び、その場合に、人員構成を依然として同じにすべきかどうかである。このレビューの結果は、審議会及び DPOC に提示される。

コメントレター

~~3.643.67~~ コメントレターは、審議会と解釈指針委員会の双方の審議プロセスにおいて主要な役割を果たす。レターは、正式の協議に対する考慮された一般からの回答を提供するものだからである。

~~3.653.68~~ 審議会に寄せられたすべてのコメントレターは IFRS 財団ウェブサイトで公開する。あるコメントレターの一部について、公表すると提出した関係者に害が及ぶ場合（例えば、当該レターが証券開示法令に違反する可能性がある場合など）には、公開を制限することができる。

~~3.663.69~~ コメントレターを検討する際に、審議会は、提起された事項並びに回答者が示した関連する説明及び証拠を評価する。重要なのは、コメントレターで示された分析の強固さと当該分析の裏付けとなる証拠である。コメント提出者の類型と出身地の分析は、審議

会が追加的なアウトリーチが適切である可能性のある領域やコメント提出者の類型を評価するのに役立つ可能性がある。一部の技術的事項については、テクニカル・スタッフが審議会に、特定のセクターの見解がどの程度共通しているのか又は分かれているのかの分析を適用すると有用となる可能性がある。例えば、投資者はどの程度共通の意見を有しているのか、あるいはコメント提出者の類型又は地域により意見が異なっているのか、などである。

フィールドワーク

3.673.70 審議会とテクニカル・スタッフは、提案が IFRS 基準を使用し適用する人々にどのように影響を与える可能性が高いのかについて、より適切な理解を得るために、フィールドワークを利用する場合がある。

3.683.71 フィールドワークは、さまざまな方法で行うことができ、これには、提案に影響を受ける可能性が高い作成者、監査人、規制当局者、投資者との一対一の訪問又はインタビューが含まれる。また、そうした関係者を集めたワークショップや、提案がどのように解釈又は適用される可能性があるのかを評価する実験なども考えられる。

3.693.72 フィールドワークには、次のことが含まれる場合がある。

- (a) 提案が実際の取引又は契約にどのように適用されるのか参加者に評価を依頼するさせること
- (b) 作成者又は利用者にケーススタディを完成させるよう依頼すること
- (c) 利用者が情報をどのように処理するのかを評価する実験を行うこと
- (d) システムがどのように影響を受ける可能性が高いのかを評価すること

フィールドワークには、実務からの実例の収集も含まれる。業界の実務及び基準案がどのように影響を与える可能性があるのかについて、審議会がより適切な理解を得るのに役立てるためのものである。何らかのフィールドワークが、基準の開発又は修正を行うすべての基準レベルのそれぞれの基準設定プロジェクト（小規模又は範囲の狭い修正を除く）について実施される可能性が高い。審議会とテクニカル・スタッフは、具体的なプロジェクトについてどの活動が適切なのかを評価する必要があり、当該活動のコスト及び審議会がフィールドワークから何を学べる可能性が高いのかを考慮に入れる比較考量する。

3.703.73 フィールドワークの実施は必須ではないが、審議会が実施しないと決定する場合には、その理由を DPOC に説明するとともに、IFRS 財団ウェブサイトのプロジェクト・ペー
ジで説明するしなければならない。

3.713.74 フィールドワーク、公聴会又は他のアウトリーチからのフィードバックは、テクニカル・スタッフ・ペーパーに要約し、審議会がコメントレーターとともに検討する。

公聴会

3.723.75 意見及び提案を求めるためのコメントレターの募集に加えて、審議会は、個別のトピックについて意見を聞き意見交換をするために、関心のある組織との公聴会を開催する場合があるを考慮することが多い。公聴会には、円卓会議と討議フォーラムが含まれる。円卓会議は主として諮問的なものであり、審議会の提案についての分析を発表し議論する機会を参加者に提供する。討議フォーラムは、教育により重点を置く傾向があり、参加者と議論する前に審議会のメンバー又はテクニカル・スタッフが審議会の提案を説明する。

説明責任

影響分析

3.733.76 審議会は、新たな要求事項の導入で生じる可能性が高いコスト及びそれぞれの新IFRS 基準に関連して生じる可能性が高い継続的なコストと便益（このコストと便益を総称して影響と呼ぶ）を評価し、それに関する情報を共有見解を説明する責務がある。審議会は、新基準又は改訂修正基準に関する提案の生じる可能性が高い影響に関する理解を、提案の正式な公開並びにフィールドワーク、分析及びアウトリーチを通じての関連する当事者との協議を通じて得る。生じる可能性が高い影響は、次により評価する。

(a) 審議会の財務報告の透明性の目的に照らして

(b) 既存の財務報告の要求事項と比較して

3.743.77 審議会は、新基準又は修正基準の開発期間全体を通じて、生じる可能性が高い影響を評価する。特に、生じる可能性が高い影響に関する審議会の見解は、審議会が承認し、それぞれの公開草案及び基準とともに公表する結論の根拠の一部として、又はそれとともに、提示する。生じる可能性が高い影響の評価のプロセスは、財務報告の要求事項の開発にとって本質的なものである。したがって、審議会は、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準の開発の全体を通じて、生じる可能性が高い影響を評価する。その評価は新基準又は修正基準の開発プロセスの段階に合わせて行う。例えば、リサーチ・フェーズでは、審議会は、対処しようとしている財務報告の欠陥の性質を評価することに焦点を当て、問題点の明確化を図り、考え得る解決策を提案する。この際、新しい財務報告の要求事項の開発により生じる可能性が高い便益に特に焦点を当てる。基準設定フェーズでは、審議会は新基準又は修正基準のための具体的な提案を開発する。したがって、審議会は当該提案の導入による潜在的なコストと便益の評価、及び代替案の評価に焦点を当てる。審議会は、分析のレベルを財務報告の変更案の性質に合わせる。

3.78 審議会が PIR を実施する際には、財務報告の変更の影響を、審議会が新しい要求事項を公表した時に識別した影響との比較によって理解する機会がある。

3.753.79 生じる可能性が高い影響に関する判断を形成する際に、IASB は次のような論点を検討する。生じる可能性が高い影響を評価するにあたり、審議会は次のことの評価に焦点

を当てる。財務諸表が新しい財務報告要求事項によってどのように変化する可能性が高いか、その変化は財務諸表の質を改善することになるのか、及びその変化は正当化できるものか、である。審議会は次のような事項を考慮する。

- (a) 提案している変更が、IFRS 基準を適用する企業の財務諸表で活動が報告される方法における活動の報告にどのように影響を与える可能性が高いか
- (b) 当該変更案が、個々の企業の異なる報告期間どうし及び特定の報告期間における異なる企業どうしの財務情報の比較可能性をどのように改善する影響を与える可能性が高いか
- (c) 当該変更案が、財務諸表利用者が企業の将来キャッシュ・フローを評価する能力をどのように改善する影響を与える可能性が高いか
- (d) 財務報告の改善変更案が、どのように、より適切な経済的意思決定を生じるのにどのように影響を与える可能性が高いか
- (e) 作成者の遵守コストに生じる可能性が高い影響（適用開始時の影響と継続的な影響の両方）
- (f) 財務諸表利用者にとっての分析に生じる可能性が高いコスト（データの抽出、データの測定方法の識別、例えば評価モデルに含める目的のためのデータの調整を含む）に対して生じる可能性が高い影響が、どのように影響を受けるか。審議会は、情報が利用可能でない場合に財務諸表利用者にも生じるコストと、利用者が代替的情報を作成するために負うコストとの比較で作成者が情報を作成する場合の比較優位を、考慮に入れるべきである。

3.763.80 IFRS 基準は、個々の企業に関して高品質で透明性があり比較可能な財務情報を提供し、これは国際経済の金融の安定を増進する可能性がある。審議会は、該当がある場合には、新しい財務報告の要求事項の影響を評価する際に、金融の安定への影響を考慮する。新しい財務報告の要求事項の考え得るより幅広い経済的帰結を定量的に評価することは一般的には不可能であるが、審議会は、該当がある場合には、具体的な経済的影響を評価することがある。審議会は、新基準又は修正基準の全体的な影響について正式の定量的評価を行うことを要求されない。当初の及び継続的なコストと便益は、異なる関係者に異なる方法で影響を与える可能性が高い。

~~この分析は、基準の全体的な影響の正式な定量的評価を含めることを予定していない。当初の及び継続的なコストと便益は、異なる当事者に異なる形で影響を与える可能性が高い。分析のレベルは、提案している変更の種類に合わせて調整し、新基準及び大規模修正については、より多くの分析を行う。~~

影響の報告

3.81 審議会は、生じる可能性が高い影響についての見解を、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準の開発の各段階で説明する。分析のレベルと様式は、状況に合わせて、財務報告の変

更の性質と開発の段階を反映する。例えば、リサーチ・フェーズでは、対処しようとしている認識された財務報告の欠陥と、考えられる解決策は、ディスカッション・ペーパーの不可欠の一部である。基準設定フェーズでは、審議会は、財務報告の要求事項の特定の変更を提案する理由（収集した証拠及び実施したアウトリーチへの言及を含む）を公開草案の結論の根拠において説明する。主要な基準が公表される際に、審議会は、生じる可能性が高い影響及び審議会がどのように評価を行ったのかを要約した独立の影響分析報告書を公表する。この報告書は、審議会が書面投票を行う基準に付属する文書の一部として含まれる。他の新しい要求事項について、審議会は、新しい要求事項に付属する結論の根拠の一部として、自らの見解を提示する。

結論の根拠及び反対意見

- 3.773.82** 結論の根拠において、審議会は、基準の開発又は変更の際に至った決定の背景にある論拠を説明する。結論の根拠には、提案を公開した際に寄せられたコメントに対する審議会の対応も記載する。
- 3.783.83** 審議会は合意機関として運営するものではない。公開草案又は基準を公表する決定には、特別多数決が必要となる（3.14 項参照）。提案又は最終基準に反対する審議会メンバーは、反対意見を有する理由の説明を求められる。そうした反対意見は、結論の根拠とともに公表される。
- 3.793.84** 審議会メンバーが反対をする場合には、公開草案又は基準の全体への反対票を投じる。審議会メンバーは、文書の一部に反対しながら当該文書の公表に賛成の投票をすることはできない。
- 3.803.85** 基準の開発期間全体にわたり、個々の審議会メンバーが反対する決定があり得る。しかし、ある事項への反対は、審議会メンバーが文書全体に反対票を投じることを意味しない。審議会メンバーにとっての判断基準は、新たな要求事項が、当該要求事項により生じる可能性が高い影響を考慮した上で、財務報告を改善することとなるかどうかである。反対票を投じることへのハードルは、意図的に高くなっている。
- 3.813.86** 反対意見自体は、審議会メンバーが当該文書全体に反対票を投じるに至った事項のみを扱うべきである。審議会メンバーは、当該文書の他の部分への不満のうち、それだけを取れば、当該審議会メンバーが当該文書への反対票を投じるに至らないようなものを表明するために反対意見を使用することを避けるべきである。

4. 技術的作業計画

- 4.1 技術的作業計画は、審議会及び解釈指針委員会が管理するプロジェクトの一式グループである。技術的作業計画は、審議会の公表物となり得るもの（リサーチ・ペーパー及びディスカッション・ペーパー、情報要請、~~PIR~~—公開草案、IFRS 基準、IFRIC 解釈指針案、最終の IFRIC 解釈指針及び PIR を含む）に向けての手順であるプロジェクト及び活動に焦点を当てる。技術的作業計画は、定期的に更新し、IFRS 財団ウェブサイト

で公開する。これには、最近の審議会の決定を反映したプロジェクト予定表の見積りも記載する。

- 4.2 審議会の技術的活動には、広範囲の活動が組み込まれており、財務報告の調査、「財務報告に関する概念フレームワーク」の更新及び改訂、IFRS 基準の導入~~→~~及び維持管理・PIR、「概念フレームワーク」の更新及び改訂、教育イニシアティブ、PIR、IFRSタクソノミなども含まれる。

審議会の作業計画（テクニカル・アジェンダ）に関する5年ごとの協議

- 4.3 審議会は、その作業計画に関する公開協議を5年ごとに行うことが要求され、公開の情報要請により行う。審議会は、通常、作業計画（アジェンダ）協議の情報要請に対するコメントには最低限120日を与える。このレビューの主目的は、審議会の作業計画の戦略的方向性及びバランス（審議会の基準レベルのプログラム作業計画に追加する可能性のあるプロジェクトの評価に関する要件を含む）について正式な一般からのインプットを求めることである。このレビューは、回答者の考える審議会が優先すべき財務報告上の論点に関する意見を、予定どおりに進まず進捗の見込みが限定的なプロジェクトを審議会の作業計画から除去する提案とともに、求めることもできる。作業計画に追加すべき潜在的なプロジェクトについての審議会の議論は、公開の審議会の会議で行われる。セクション5では、~~プロジェクトを審議会の基準レベルの計画にどのように追加するの~~かを詳述している。
- 4.4 公開協議に加えての一環として、審議会は諮問会議との協議を行うなければならない。
- 4.5 「定款」の第15項(d)に沿って、審議会は、DPOC を通じて、5年ごとの協議及び審議会が受け取ったインプットにどのように対応する予定であるのかを、評議員会に逐次報告する知らせておかなければならない。次回の協議は現在の協議が完了してから遅くとも5年後に開始すべきである。
- 4.6 5年ごとの協議が審議会の作業計画の決定の主要な手段であるが、審議会は、変化する状況に対応して、協議の合間においてプロジェクトを作業計画に追加したり優先順位を変更したりすることができる。しかし、過去の協議で考慮されていなかった主要なプロジェクトを作業計画に追加する前に、審議会はその潜在的なプロジェクトについて諮問会議及びASAFと協議する。作業計画に追加すべき潜在的なプロジェクトについての審議会の議論は、審議会の公開の会議で行われる。
- 4.7 基準の軽微な又は狭い範囲の修正（年次改善を含む）については、審議会はプロジェクトを作業計画に追加する前に諮問会議又はASAFと協議することを要求されない。そうした修正は基準の導入又は維持管理の一部だからである。

リサーチ・プログラム

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

- 4.64.8 審議会が開発する新たな財務報告の要求事項は、現行の要求事項について識別された問題点に対処するよう設計すべきである。時には、現行の財務報告について識別された問題点が、基準の比較的軽微な修正で矯正できることがある。他方、問題点が財務報告の要求事項のもっと重大な変更（基準の大規模な変更又は新基準）を必要とする可能性のある場合もある。したがって、新たな財務報告の要求事項を開発する際の最初の手順は、現行の報告実務における問題点を評価し明確にすることである。生じる可能性が高い影響を審議会がプロジェクトの各段階でどのように評価するのかについては、3.77 項参照。
- 4.74.9 審議会のリサーチ・プログラムの目的は、生じ得る財務報告上の問題点を分析することであり、これは認識されている欠点の内容と程度に関する証拠の収集及び財務報告の改善又は欠陥の矯正のための考えられる方法の評価により行われる。この分析は、審議会が、新 IFRS 基準の提案の開発又は基準の修正若しくは置換えを行うプロジェクトを、~~基準設定プロジェクトに加える~~ 取り組むべきかどうかを決定するのに役立つこととなる。 リサーチ・プログラムには、財務報告の事項に関する国際的な議論を促進するために、より広範な財務報告の論点（財務報告がどのように展開しているかなど）の考慮も記載する。
- 4.84.10 審議会が作業計画を策定するのに役立つため、テクニカル・スタッフは、審議会の注目を要する可能性のある論点を識別しレビューし提起することを求められる。新たな論点は、技術的作業計画のに関する5年ごとのレビュー協議や審議会の「概念フレームワーク」の変更から生じる可能性がある。さらに、審議会は、ASAF、他の基準設定主体、他の関心のある関係者、諮問会議及び解釈指針委員会のコメントのほか、テクニカル・スタッフのリサーチその他の提言に照らして、潜在的なトピックを提起し議論する。
- 4.94.11 審議会とテクニカル・スタッフは、リサーチ・プログラムにおける活動のすべてを行うことは期待されていない。審議会は、各国の会計基準設定機関及び会計基準設定に関連した地域団体、又は各地域の財務報告団体、学界及び他の関心のある関係者など他の人々がこれらの活動に参加することを要請する場合があるが、IASBにとって重要である。しかし、審議会は、どの論点に関心があって焦点を当て、当該他の協議する関係者に何を期待しているのかに関する明確な指示を与える必要がある。
- 4.10 審議会は、~~リサーチ・プロジェクト及びその優先順位についての最新の要約をIFRS財団ウェブサイトで維持管理すべきである。~~ 審議会は、~~提案を開発している財務報告の論点のうち、その検討が基準レベルのプロジェクトとなる可能性のある論点を、論点についてより多くを学ぼうと図っているが短期的に提案を開発する予定ではない領域とともに、識別すべきである。~~
- 4.11 審議会は、~~諮問会議の各回の会議でリサーチ・プログラムの最新情報を諮問会議に提供し、諮問会議メンバーがプログラムに関してフィードバックできるようにする。~~

リサーチ・ペーパー、ディスカッション・ペーパー及び情報要請

- 4.12 リサーチ・プログラムの主要なアウトプットは、ディスカッション・ペーパー及びリサーチ・ペーパーであると予想される。ディスカッション・ペーパー及びリサーチ・ペーパーは、審議会が基準設定プロジェクトを基準設定プログラム作業計画に加えるべきかどうかの決定に役立つ可能性のある関心のある関係者からのコメントを求めるように設計する。ディスカッション・ペーパー及びリサーチ・ペーパーに通常記載するのは、論点の包括的な概要、当該論点に対処する可能なアプローチ、著者又は審議会の予備的見解及びコメント募集である。
- 4.13 ディスカッション・ペーパーは審議会が公表し、特定のトピックに関する審議会の分析と全体的な見解を提示する。ただし、その議論は審議会メンバーの見解の相違を反映し、それを伝えるものとなる。提示された事項は、審議会の公開の会議で議論されることとなる。~~ディスカッション・ペーパーには、結論の根拠や反対意見を含めない。議論それ自体で、審議会メンバーの見解の相違を反映し伝えるべきである。~~
- 4.14 リサーチ・ペーパーも審議会が公表するが、~~一般的にテクニカル・スタッフ又は当該ペーパーの作成のためにテクニカル・スタッフに派遣された人々が作成する。~~リサーチ・ペーパーは、他の基準設定主体又は団体が、通常は審議会の要請により、作成することもある。審議会が公表するリサーチ・ペーパーは、当該ペーパーの作成又は承認への審議会の関与の程度について明確に記述すべきである。場合によっては、審議会は当該ペーパーを公開の会議で議論せず、したがって、当該ペーパーに示された事項についての見解を作成しないことがある。
- 4.15 情報要請は、技術的プロジェクト又はより広範な協議に関連した事項についての情報又はフィードバックを審議会が正式に要請するものである。情報要請に適切なトピックの例としては、5年ごとの審議会の作業計画アジェンダ協議又はPIRにインプットコメントを求めることや、財務報告の要求事項とする可能性があるものについて実務的な影響を評価する際の助力を求めることなどがある。

ディスカッション・ペーパー、情報要請及びリサーチ・ペーパーの公表

- 4.16 ~~ディスカッション・ペーパーはIASBが書面投票を行う。審議会はディスカッション・ペーパーの書面投票を行う。~~審議会が書面投票のためにディスカッション・ペーパーの作成をテクニカル・スタッフに依頼する前に、審議会は、ディスカッション・ペーパーが目的を満たす可能性が高いことを確保するのに必要なすべての手順を完了したという確信を得なければならないことを確認する。リサーチ・ペーパーと情報要請には、審議会の単純多数決による支持が必要であり、承認は公開の会議で行う。
- 4.17 審議会は、通常、少なくとも120日のコメント期間を、ディスカッション・ペーパー、リサーチ・ペーパー、並びに作業計画に関する情報要請（4.3項参照）~~又は及びPIR~~に関する情報要請（~~6.55項~~6.58項参照）について設ける。その他の情報要請について、審議会は通常、コメントのための60日の最低期間を与える。情報要請の範囲が狭く、

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

緊急性がある場合には、審議会はそれより短い期間を設定することができ、それについて事前に DPOC と協議する必要はない。

- 4.18 ディスカッション・ペーパー、情報要請及びリサーチ・ペーパーは、IFRS 財団ウェブサイトに掲載する。
- 4.19 寄せられたコメントレターもウェブサイトに掲載する。ディスカッション・ペーパーのコメント期間が終了すると、プロジェクト・チームはコメントレターを分析して要約し、その分析及び要約を審議会に提供する。

概念フレームワーク

- 4.20 ~~IASB の恒常的活動の一つが、~~審議会は「概念フレームワーク」の維持管理を行うに関する作業である。「概念フレームワーク」は、一般目的財務報告の目的及び諸概念を記述している。審議会が首尾一貫した概念に基づいて IFRS 基準の要求事項を開発することに役立つ実務上のツールである。
- 4.21 ~~IASB は、「概念フレームワーク」について実施している作業の最新状況を諮問会議の各回の会議に提供する。「概念フレームワーク」を変更する提案の作成と公開は、審議会が基準の変更案を公開するのと同じ方法で、同様のコメント期間で行う。~~
- 4.22 審議会は、「概念フレームワーク」の一部改訂の最初の手順としてディスカッション・ペーパーの公表を決定する場合があるが、これは要求事項ではない。
- 4.23 審議会は、「概念フレームワーク」の改訂を反映するために基準を修正すべきかどうかを検討することが必要となる場合がある。しかし、基準の修正は、こうした改訂の自動的な帰結ではない。基準の変更は、財務報告の欠陥に対処するものであるために行う。基準における不整合を明らかにする「概念フレームワーク」の変更は、作業計画を策定する際の他の優先事項に照らして審議会が検討するしなければならない。

5.20 項及び 5.21 項は削除しているのではなく、7.6 項及び 7.7 項に移動している。

5. 基準設定レベルのプロジェクト

- 5.1 基準設定レベルのプロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを検討する際に、審議会又は解釈指針委員会は、具体的なプロジェクト提案及び下記の5.4 項のプロジェクト要件に照らしての評価を行う必要がある。その検討には、当該提案が新基準又は既存基準の大規模修正を開発する包括的なプロジェクト（5.4 項から 5.13 項 5.12 項）に関するものなのか、それとも導入及び維持管理の目的のための狭い範囲のプロジェクト（5.14 項から 5.22 項 5.13 項から 5.19 項）に関するものなのかが含まれる。
- 5.2 プロジェクト提案の主要な目的は、審議会が資源を有効に管理し、基準レベル基準設定の作業の優先順位を付けるのに役立つことである。審議会は、計画の中で大規模なプロジェクトと狭い範囲のプロジェクトを区別する。他のプロジェクトにもっと高い

優先順位を与えるべき時にプロジェクトに資源を投入するリスクを減らすためである。大規模なプロジェクトについては、審議会は他の団体（諮問会議及び ~~ASAF~~ を含む）と協議する必要がある。~~審議会の優先順位の設定に追加的なインプットを提供するためである。~~

- 5.3 ~~すべての新基準案、修正基準案、又は解釈指針案~~新 IFRS 基準案、基準の修正案、又は IFRIC 解釈指針案は、一般のコメントを求めるために公開する。したがって、潜在的なコメント提出者が、審議会が財務報告のある領域についての改善の必要性を立証できていないと考える場合には、彼らは協議プロセスの間に意見を表明する機会を有することになる。

新基準又は大規模修正の要件

- 5.4 審議会は、潜在的な項目プロジェクトを作業計画に追加することのメリットの評価を、主として財務報告書の利用者のニーズに基づいて、財務報告書における情報の作成のコストも考慮に入れつつ行う。提案するアジェンダ項目が利用者のニーズに対応するかどうかを判断する際に、審議会は次のことを考慮する。

- (a) 特定の種類の取引又は活動が財務報告書において報告されている方法に欠陥があるかどうか
- (b) 財務報告書を利用する人々にとっての当該事項の重要性
- (c) 提案の影響を受ける可能性の高い企業の種類（当該事項が一部の法域で他よりも一般的であるかどうか）
- (d) 特定の財務報告の論点が、企業にとってどれだけ広がり又は深刻さがある可能性が高いか

- 5.5 審議会は、~~トピックを基準レベルの計画に~~基準設定プロジェクトを作業計画に加えることを、当該トピックに関して実施したリサーチを検討した後に検討する。審議会は、通常、新基準の開発又は基準の大規模な修正の提案をまとめるのは、ディスカッション・ペーパーを公表して、その協議により受け取ったコメントを考慮した後でのみである。ディスカッション・ペーパーの公表を、基準レベルの主要な基準設定プロジェクトをアジェンダに加える前に行うことは、要求事項ではないが、~~審議会がは、ディスカッション・ペーパーなしで進める場合、それは、~~ことができるだけの十分な情報を有し問題点及び潜在的な解決策を十分よく理解していると納得しているためである ~~できなければならない~~。審議会は、リサーチ・ペーパー、情報要請又は他のリサーチから十分なインプットを得ていて公開草案に直接進むことができるため、ディスカッション・ペーパーは必要ないと結論を下すこともある。ディスカッション・ペーパーを公表しない理由は、審議会が示して DPOC に報告する必要がある。

- 5.6 審議会の潜在的プロジェクトの議論及び新しいプロジェクトの採用の決定は、公開の審議会の会議で行う。このような決定に至る前に、~~審議会は、諮問会議、ASAF及び会~~

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

~~計基準設定主体と、アジェンダ項目の提案に関して協議する。審議会によるアジェンダ項目基準設定プロジェクトの作業計画への追加の承認は、優先順位に関する決定とともに、審議会の会議での単純多数決で行われる。~~

- 5.7 審議会は、財務報告の改善の便益がコストを上回ると考える判断する場合にのみ、プロジェクトを追加すべきである。
- 5.8 ~~基準の軽微又は範囲の狭い修正（年次改善を含む）は、基準レベルの計画に追加する前にこの正式の協議プロセスに従う必要はない。こうした修正は基準の導入又は維持管理の一部だからである。しかし、諮問会議には、軽微又は範囲の狭い修正の基準レベルの計画への追加の提案を知らせるべきである。~~

モニタリング・ボードから照会された論点

- 5.95.8 モニタリング・ボードは、技術的な財務報告上の事項を評議員会及び審議会議長に照会することができる。モニタリング・ボードの合意ベースの意思決定プロセスにより、こうした行動の発動は極めて稀な緊急の場合に限定される。それは、モニタリング・ボードのメンバー全員が技術的な財務報告上の事項が照会を要することに合意した場合である。
- 5.105.9 評議員会及び審議会議長は、こうした照会への適時な対応を確保するよう求められる。こうした照会は、4.6項及び5.1項から5.6項5.7項に示した正式の協議プロセスに従う必要はない。
- 5.115.10 審議会は、評議員会とともに、照会を検討するために踏んでいる手順をモニタリング・ボードに報告するしなければならない。期限は通常は30日であるが、その事項の緊急性が高い場合には、それより早く行う。
- 5.125.11 審議会が、照会された論点を取り上げないと決定する場合には、審議会は、評議員会とモニタリング・ボードに対し、当該事項を基準の修正により扱うことが、「定款」で定めている基準設定の責任と整合しない理由について見解を説明するしなければならない。
- 5.135.12 すべての場合において、モニタリング・ボードは、意思決定プロセスに影響を与えず、審議会が基準設定に関して行った決定に異議を唱えないことが了解されている。

導入及び維持管理

事項の識別

- 5.13 審議会と解釈指針委員会は、IFRS 基準の首尾一貫した適用の支援において共同で作業する。とりわけ、基準の狭い範囲の修正の公表、IFRIC 解釈指針の公表及び適用上の疑問に対処するアジェンダ決定の公表によって、それを行う。審議会と解釈指針委員会は、基準の原則ベースの性格の維持と、生じてくる適用上の疑問に対応した要求事項の追加又は変更との間のバランスを達成することを図る。

- 5.14 ~~審議会及び解釈指針委員会は、IFRS 基準の維持管理の責任を負っている。論点に含まれる可能性があるものとして、特定の取引の会計処理について生じている多様な実務、特定の状況の会計処理の適切性に疑問があるケース、投資者が具体性の乏しい開示要求について示している懸念などの識別がある。~~
- 5.14 数名の審議会メンバーが解釈指針委員会の各回の会議に出席し、解釈指針委員会の各回の会議の報告書が審議会に公開の会議で提示される。
- 5.15 利害関係者は、審議会又は解釈指針委員会がその事項に対処することが重要と考える場合には、解釈指針委員会に適用上の疑問を提出することが推奨される。解釈指針委員会は、多くの場合、提出された質問を各国の会計基準設定機関及び会計基準設定に関与している地域団体と協議する。
- 5.15 ~~解釈指針委員会の目的は、IFRS 基準の適用を解釈し、IFRS 基準において具体的に扱われていない財務報告上の論点に関する適時な指針を提供するほか、審議会の要請により他の職務を行うことである。審議会と解釈指針委員会は、解釈指針委員会が果たすべき役割について共通の見解を有している。両者とも、解釈指針委員会を、IFRS 基準を適用する人々の適用ニーズに対応するガイダンスを提供するため審議会と協力して作業するものとしている。また両者とも、IFRS 基準の原則ベースのアプローチと、有用で実務的であることを確保するのに十分な詳細なガイダンスの提供とのバランスを取ることを重要と考えている。~~
- 5.16 解釈指針委員会は、下記のすべての要件が満たされる場合には、プロジェクトを基準設定アジェンダに追加する。
- (a) 当該事項は広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を有しているか又は有すると見込まれる。
 - (b) 財務報告を改善するために、IFRS 基準の要求事項を追加又は変更することが必要である。すなわち、基準における諸原則及び要求事項が、企業が適切な会計処理を決定するための適切な基礎を提供していない。
 - (c) 当該事項が既存の基準及び「概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できる。
 - (d) 当該事項の範囲が、解釈指針委員会が効率的な方法で扱うことができるのに十分なほど狭いが、解釈指針委員会及び利害関係者が基準を変更するために要するデュール・プロセスを実施することがコストに見合う効果がないほど狭くはない。
- 5.16 ~~財務報告に関心を有するすべての関係者は、審議会又は解釈指針委員会が当該事項に対処することが重要と考えられる場合には、5.14項に示したような論点を解釈指針委員会に照会することが奨励されている。解釈指針委員会は、通常、照会された論点について、各国の会計基準設定主体及び会計基準設定に関与している地域団体に意見を求める。解釈指針委員会は、次のような論点に対処すべきである。~~
- (a) ~~広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか~~

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

~~又は与えると予想される。~~

~~(b) 多様な報告方法の解消又は削減を通じて、財務報告が改善される。~~

~~(c) 既存の IFRS 基準及び「財務報告に関する概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できる。~~

~~5.17 論点は、解釈指針委員会が効率的な方法で対処できる十分な狭さであるべきであるが、解釈指針委員会及び関心のある関係者にとって IFRS 基準の変更を行う場合に必要となるデュー・プロセスの実施が費用に見合う効果がないほど狭いものとするべきではない。~~

5.17 解釈指針委員会メンバーの単純多数決により、公開の会議での議論の後に、論点を作業計画に加えるかどうかを決定する。

~~5.18 解釈指針委員会メンバーの単純多数決により、公開の会議での議論の後に、論点を作業計画に加えるかどうかを決定できる。~~

5.18 解釈指針委員会が、審議会が IFRS 基準の要求事項を追加又は変更すべきであると結論を下す場合には、当該事項を審議会に照会する。解釈指針委員会が、IFRIC 解釈指針が必要であると結論を下す場合には、セクション7に示すプロセスに従う。審議会は、6.4項から6.15項に示すプロセスに従い、基準の狭い範囲の修正（これには年次改善が含まれる）を行うことを決定することもできる。審議会は、そうした狭い範囲の修正を開発するにあたり、解釈指針委員会の適用上の専門知識に依拠して、解釈指針委員会の支援を求める場合がある。

5.19 解釈指針委員会が、提出された質問に対処するためにプロジェクトを基準設定アジェンダに追加することはしないと決定する場合には、その理由をアジェンダ決定の中で説明する（8.2項から8.5項）。

~~5.19 解釈指針委員会が、基準又は「概念フレームワーク」の修正又は追加的な基準の開発を行うべきだと考える場合には、こうした結論を審議会に照会する。審議会は、範囲の狭い軽微な事項を解釈指針委員会を関与させずに扱うと決定することもできる。軽微又は範囲の狭い基準修正の場合には、審議会は6.4項から6.9項に詳述するプロセスに沿って公開草案を開発することを検討する。他の場合には、審議会は、解釈指針委員会の基準適用の経験に依拠して、基準の修正の開発に解釈指針委員会の協力を求めることもできる。これに該当するのは、例えば、年次改善プロセスの場合であり、そこでは審議会は、6.10項から6.15項に示すような年次改善の公開のためのプロセスに従う際に、解釈指針委員会の協力を求める。解釈指針委員会が解釈指針が必要と考える場合には、セクション7のプロセスに従う。解釈指針は、一般の適用に向けて設計するものであり、特定の企業に固有の事項を解決するために公表するものではない。~~

5.20 解釈指針委員会は、「概念フレームワーク」を基礎とした原則主義のアプローチを適用する。関連する IFRS 基準で定められている原則を考慮して、解釈指針を開発し、提案

~~するガイダンスが IFRS 基準と矛盾しない旨を判断する。したがって、解釈ガイダンスを提供する際に、解釈指針委員会は、広範囲にわたる規則主義の環境を作り出そうとするものではなく、緊急問題グループとして行動するものでもない。~~

- 5.21 ~~解釈指針委員会が開発する解決策は、合理的な期間にわたり効力を有するべきである。したがって、解釈指針委員会は、通常、トピックが完成の迫った基準で扱われている場合には、解釈指針を開発しない。しかしこれは、短期の改善が正当化できる場合に、解釈指針委員会が特定の事項について行動を起こすことを妨げない。~~
- 5.22 ~~解釈指針委員会がある項目を作業計画に加えることを予定しない場合には、これを IFRIC Update 及び IFRS ウェブサイトで暫定的却下通知として公表し、当該事項に関するコメントを求める。却下通知の提案のコメント期間は、通常は最低60日である。それらのコメントを検討した後に、解釈指針委員会は、その決定を確認して却下通知を公表するか、当該論点を作業計画に加えるか、あるいは当該事項を審議会に照会する。却下通知は IFRS 基準としての強制力を有するものではなく、したがって強制力のある要求事項を提供しないが、有用で情報価値があり説得力のあるものと見るべきである。審議会は却下通知の批准を求められない。~~

6.42 項から 6.45 項は削除しているのではなく、8.7 項から 8.9 項に移動している。

6. 新基準及び修正基準

公開草案

- 6.1 公開草案の公表は、新基準の公表又は既存の基準の修正を行う前のデュー・プロセスの必須の手順である。
- 6.2 公開草案は、基準（又は基準の修正）案の形式での具体的な提案を示すものであり、したがって、一般的には、基準と同じ方法で示され、基準のすべての構成部分を有する。主要な相違点は、次の点である。
- (a) 結論の根拠は、提案についての審議会の論拠を説明するために書かれており、確定版の基準又は基準修正の論拠の草案ではない。
 - (b) 結果的修正は、確定版の基準ほど詳細に記載する必要がない（特に、そうした修正が、相互参照や用語の変更など管理的な性質の事項である場合）
- 6.3 公開草案は、審議会が公開の協議を行うための主要な手段であるため、特別の関心のある事項として審議会が識別した論点を示したコメント募集を記載する。コメント募集は書面投票用草案に通常は記載されるが、審議会はコメント募集の書面投票をする必要はない。

公開草案の作成

- 6.4 公開草案の作成は公開の会議で行われる。テクニカル・スタッフは、対処すべき事項を審議会が検討するためのペーパーを作成する。
- 6.5 公開草案の作成は、通常、審議会が次のものに基づいて論点を検討することから開始する。テクニカル・スタッフの研究及び提案のほか、ディスカッション・ペーパー、研究・ペーパー、情報要請に対して寄せられたコメント、諮問会議、協議グループ及び会計基準設定主体が行った示唆、公開の教育セッション 他の利害関係者との協議から生じた示唆を基礎とする。
- 6.6 審議会がプロジェクトの技術的事項に関して全般的な合意に至り、提案で生じる可能性が高い影響 (3.76 項から 3.81 項参照) を考慮した時点で、テクニカル・スタッフは次のようなペーパーを審議会に提示する。
- (a) 審議会が提案の作成において取ってきた手順の要約（いつ審議会がこのプロジェクトを公開の会議で議論したか、開催した公聴会、アウトリーチ活動、協議グループとの会合及び諮問会議との協議の要約を含む）
 - (b) 該当がある場合、審議会が協議グループの設置あるいはフィールドワークの実施が必要ないと判断した理由の再確認
 - (c) 公開草案についてのコメント期間の提案
- 6.7 審議会は、通常、公開草案に対するコメントについては120日の最低期間を与える。事項の範囲が狭く、緊急性がある場合には、審議会は30日を下回らないコメント期間を検討することができるが、120日未満の期間を設定するのは、DPOC と協議して承認を受けた場合のみである。
- 6.8 例外的な状況において、正式に要請して評議員会の75%から事前承認を受けた場合に限り、審議会は公開草案の一般コメントの期間を30日より短い期間に短縮することができるが、コメント期間を免除してはならない。
- 6.9 審議会が、こうした事項のすべてに対応したという確信を得た場合には、テクニカル・スタッフに書面投票用に草案を作成させるための投票を行う。公開草案で提案に反対する意向の審議会メンバーは、この時点でその意向を伝えなければならない。

年次改善の公開

- 6.10 IFRS 基準の修正案のうち、十分に軽微であるか又は範囲の狭いものは、修正が関連していないものであっても、一緒にまとめて1つの文書で公開することができる。こうした修正は、年次改善と呼ばれる。年次改善は、基準の他の修正と同じデュー・プロセスに従うが、年次改善は別々ではなく一緒に公開される関連のない修正で構成される点が異なる。

- 6.11 関連のない改善を1つのパッケージで公開することの正当化となるのは、こうした修正が基準の文言を明確化するか、又は比較的軽微な意図せざる帰結、見落とし若しくは基準の現行の要求事項の間の矛盾を訂正するための変更に限られていることである。これらの性質により、年次改善についてはコメントレターのプロセスを超えた協議やアウトリーチを実施する必要はない。審議会は、別個に協議及びアウトリーチを行うことに利点のある修正を年次改善パッケージに含めることを、注意深く避ける必要がある。
- 6.12 基準の明確化には、既存の基準の不明確な文言の置換え又はガイダンスの欠如が懸念を生じている場合におけるガイダンスの提供のいずれかが必要となる。このような修正は、適用可能な基準の中での現行の原則との整合性を維持するものであり、新たな原則や現行の原則の変更を提案するものではない。
- 6.13 基準の現行の要求事項の間の矛盾点の解消には、見落とし又は基準の現行の要求事項の結果として生じた比較的軽微な意図せざる帰結への対処が含まれる。このような修正は、新たな原則や現行の原則の変更を提案するものではない。
- 6.14 年次改善の提案は、範囲が適切に定義された狭い範囲のものとするべきである。審議会は、公開草案を公表する前に、年次改善案を上記6.10項から6.13項の要件に照らして評価する。目安として、審議会在結論に至るのに数回の会議を要する場合には、それは当該論点の原因が、年次改善プロセスの中で解決できるものよりも根本的なものであるという兆候である。
- 6.15 審議会は、通常、年次改善に関するコメントについて90日の最低期間を与える。

公 表

- 6.16 審議会在公開草案を公表する前に、テクニカル・スタッフはどのコミュニケーション資料を発表に付属させるために作成すべきかを決定する。すべての公開草案には、プレスリリースを付さなければならない。~~審議会在通常、公表をeメール・アラートで発表する。~~
- 6.17 公開草案の内容に応じて、審議会在とテクニカル・スタッフは、プロジェクトのスナップショット、ポッドキャスト、ウェブキャスト、**Q&A** パック又はプレゼンテーション（スピーチ）パックも作成し、無料で公開する場合がある。公開草案が重要であればあるほど、関連するコミュニケーション・パッケージが包括的なものとなる可能性が高い。
- 6.18 すべての公開草案及び関連する公表物は、IFRS財団ウェブサイト~~で~~無料で公開する。

受け取ったコメント及び協議の考慮

- 6.19 コメント期間の終了後、審議会在はコメントレター及び他の協議（投資者との協議など）の結果をレビューする。テクニカル・スタッフは、コメントレターの要約を提供し、寄せられたコメントの全般的な概要と提起された主要なポイントを示す。この分析は、審

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

議会が審議中に労力を集中する必要がある可能性が非常に高い領域（あるいは審議会が当該プロジェクトを進めるべきかどうか）を識別するのに役立つ。

- 6.20 基準の開発は審議会の会議の中で行う。
- 6.21 論点をさらに探究する手段として、追加的なコメント及び提案を求めて、審議会は、フィールドワークを行うか、あるいは公聴会や円卓会議を準備する場合がある。審議会は、諮問会議と協議することが求められるとともに、協議グループとの接触をも維持する。

審議の完了

- 6.22 審議会がプロジェクトの技術的事項に関して全般的な合意に至り、新基準により生じる可能性が高い影響（3.76 項から 3.81 項参照）を考慮した時点で、テクニカル・スタッフは次のことを行うペーパーを審議会に提示する。
- (a) 審議会が当該基準の開発において取ってきた手順の要約（いつ審議会がこのプロジェクトを公開の会議で議論したか、開催した公聴会、アウトリーチ活動、協議グループとの会合及び諮問会議との協議の要約を含む）
 - (b) 該当がある場合、審議会が協議グループの設置あるいはフィールドワークの実施が必要ないと判断した理由の再確認
 - (c) 提案を確定できるのか又は再公開すべきかの評価
- 6.23 審議会が、こうした事項のすべてに対応したと確信している場合には、テクニカル・スタッフに書面投票用に基準を作成させるための投票を行う。基準の提案に反対する意向の審議会メンバーは、この時点でその意向を伝えるなければならない。
- 6.24 審議会は、基準又は大規模修正を公表する前に、基準について書面投票の段階に進むという決定を、再公開が必要ないと確信する理由の説明とともに、DPOC に知らせるなければならない。

再公開の要件

- 6.25 再公開の必要があるかどうかを検討する際に、審議会は次のことを行う。
- (a) 公開草案に対するコメント期間中に生じた根本的な論点のうち、過去に考慮していなかったものを識別する。
 - (b) 考慮した証拠を評価する。
 - (c) 論点、新たな要求事項の含意及び生じる可能性が高い影響を十分に理解したかどうか、また、関心のある関係者の見解を積極的に求めたかどうかを判断する。
 - (d) さまざまな観点が公開草案に適切に記載され、結論の根拠の中で適切に議論されレビューされたかどうかを検討する。

- 6.26 最終の提案が当初の提案からの変更を含むことは避けられない。変更があれば審議会が提案の再公開を強制されるわけではない。審議会は、改訂後の提案が、コメント提出者がコメントする機会のなかった根本的な変更を含んでいるかどうかを検討する必要がある。当該変更は公開草案に付属する結論の根拠において検討や議論がされていないからである。審議会は、提案の再公開により何か新しいことを知り得るのかも考慮する必要がある。審議会が、改訂後の提案が受け取ったフィードバックに対応しており、再公開で新たな懸念が明らかになる可能性は低いと確信する場合には、要求事項案の確定に進むべきである。
- 6.27 公開草案及び現行の実務からの変更が広範囲で根本的であるほど、提案を再公開すべきである可能性が高い。しかし、審議会は、財務報告の改善を遅らせることのコストを、変更の必要性の相対的な緊急性と公開草案の公表後に行ってきた追加的な手順に照らして評価する必要がある。協議グループ又は焦点を絞った協議の利用により、再公開の必要なしに提案を最終確定する根拠となる情報が審議会に与えられる場合がある。
- 6.28 審議会は、再公開が必要かどうかを検討する際に、認識及び測定の変更の方に開示よりも重点を置くべきである。
- 6.29 改訂した提案を再度のコメント募集のために公表するかどうかに関する審議会の決定は、審議会の会議で行う。審議会が再公開を必要と判断する場合、従うべきデュー・プロセスは、最初の公開草案に対するものと同じである。しかし、IFRS 基準案の最初の公開草案ではないので、コメント期間を短縮することが適切な場合がある。特に、審議会が改訂公開草案の特定の側面に関するコメントのみを求めている場合であるが、他方で、コメント提出者がコメントをこれらの側面だけに限定しない場合があることを認識する。こうした文書についてのコメント期間は、通常は、少なくとも90日間の公開となる。

基準の確定

- 6.30 基準の強制力のある部分は、次のものである。
- (a) 原則及び関連する適用指針
 - (b) 用語の定義
 - (c) 発効日及び経過措置に関するパラグラフ
- 6.31 新基準又は基準の修正を公表する際には、新たな要求事項の帰結である他の基準の修正も付属する。これらは「結果的修正」と呼ばれる。
- 6.32 各基準には、通常、当該基準の不可欠の一部を構成しない追加の付属資料が付属する。
- (a) 目次
 - (b) はじめに

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

(c) 結論の根拠（~~影響分析~~独立の報告書として提示しない場合には、生じる可能性が高い影響に関する審議会の見解を含む）

(d) 影響分析報告書（主要な基準に対して）

(e) 反対意見

6.33 時には、付属資料には、従前の要求事項と新たな要求事項の各項の間の関係を示す表や、当該基準の簡単な経緯や、設例が記載される。すべての場合において、文書には当該資料が基準の不可欠の一部であるのか、あるいは付属しているが不可欠の一部ではないのかを明記する。基準の不可欠の一部である資料は、IFRS 基準を採用し IFRS 財団とこうした資料を受け取る契約をしている政府又は関連機関に提供される。

6.34 原則として、基準は付属資料なしに適用できるようにすべきである。

発効日及び経過措置

6.35 基準又は基準の修正には、発効日と経過措置を設ける。強制的な発効日の設定は、各法域が新たな要求事項を法体系に組み込むのに十分な時間を与え、IFRS 基準を適用する人々に新たな要求事項に備えるのに十分な時間を与えるように行う。

6.36 審議会は、IFRS 基準の初度適用企業が基準又は基準の修正をどのように適用すべきか及びに関する経過措置の影響も検討する。~~これには、経過措置とIFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正が必要かどうかも検討する経過措置との相互関係も含まれる。~~

公表

6.37 審議会が基準又は基準の修正を公表する前に、~~テクニカル・IFRS 財団~~スタッフはどのコミュニケーション資料を公表に付属させるために作成すべきかを決定する。基準のすべての変更にはプレスリリースを付さなければならない。審議会は通常、~~基準の公表をeメール・アラートで発表する。~~

6.38 すべての新基準及び大規模修正の公表には、プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを付属させなければならない。新しい要求事項の内容に応じて、審議会と IFRS 財団スタッフは、ポッドキャスト、ウェブキャスト、Q&A パック又はプレゼンテーション（スピーチ）パックも作成し、無料で公開する場合がある。基準の変更が重要であればあるほど、関連するコミュニケーション・パッケージが包括的なものとなる可能性が高い。

実務ガイダンス

6.39 実務ガイダンスは、審議会が作成した強制力のないガイダンスであり、通常、基準が扱っていないトピックに関するもの（例えば、経営者による説明に関するガイダンス）である。審議会は、それにより財務報告の改善となると考える場合には、実務ガイダンス

を作成することができる。審議会は、文書の書面投票も含めて、基準の開発に用いるのと同じ手続に従う。

公表後の手続及び維持管理

- 6.40 基準を公表した後に、IFRS財団は、導入及び首尾一貫した適用を支援するためにさまざまな活動を実施する。これには、記事やウェブキャストなどの教育的資料の公表が含まれる（8.8項から8.10項参照）。審議会メンバーとテクニカル・スタッフは、関心のある関係者（他の基準設定主体を含む）との会議を開催し、する場合もある。当該基準の実務上の適用及びその規定要求事項の潜在的影響から生じた予期せざる論点の理解に役立てる。IFRS財団も、基準の適用の首尾一貫性を確保するための教育活動を促進する。
- 6.41 ~~IASB~~テクニカル・スタッフは、文書の執筆又は印刷の際に生じた文書作成の誤りを正すために、技術的文書に編集上の訂正を加えることができる。ただし、その訂正によりテキストの技術的な意味が変更されない場合に限る。通常、編集上の訂正は、誤字、文法上の誤り、不正確な見え消しが付された結果的修正を訂正するものである。

教育イニシアティブ

- 6.42 ~~IFRS財団は、IFRS基準に関連した教育用資料を作成することがある。これには、会議のための発表資料、経営幹部のための手引き、「IFRS for SMEs」研修資料、IFRS基準に付属するがその一部を構成しない教育用資料などがある。教育用資料の作成は、公開の会議では行われず、IFRS基準の開発について行われる公開の吟味の対象とならない。~~
- 6.43 ~~IFRS財団の教育イニシアティブのスタッフは、審議会のテクニカル・スタッフの一部であり、テクニカル活動のシニア・ディレクターに報告を行う。審議会とテクニカル・スタッフは、教育用資料がIFRS基準と混同されたり強制的なものとして解釈されたりしないようにする責任がある。したがって、審議会は、教育イニシアティブが公表物のそれぞれに適した品質保証プロセスを有しているかどうかを確保することに関心がある。~~
- 6.44 ~~上記の保証を達成するため、教育イニシアティブが作成する教育用資料は、次のような内部レビューの対象とする。~~

- (a) ~~ハイレベルの要約（経営幹部向けの要旨やパワーポイント資料など）は、適切なテクニカル・スタッフと編集チームのメンバーがレビューする。~~
- (b) ~~研修用資料（「概念フレームワーク」に基づく研修に使用される資料など）は、審議会メンバー又は学者などの適切な外部の専門家のレビューも受ける。しかし、さらに詳細な研修用資料（包括的な「IFRS for SMEs」研修資料など）は、少なくとも2名のIFRS専門家がレビューし、うち1名は審議会メンバーでなければならない。~~

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

~~(e) IFRS 基準に付属する教育用資料は、少なくとも3名の審議会メンバーがレビューしなければならない。~~

~~6.45 教育イニシアティブは、定期的に DPOC に報告を行い、作成している資料及びそれぞれの場合において実施を予定しているレビューのレベルを明確にする。~~

翻訳

6.46 IFRS 基準の翻訳には、IFRS 財団 スタッフ の翻訳チームが、IFRS 基準を採用したか又は IFRS 基準への関心を高めている法域からの要請への対応として、着手する。

6.47 翻訳の方針として、1つの言語について1つの翻訳のみを認める。特定の言語のすべての使用者が同じ翻訳を利用することを確保するためである。2段階の翻訳手続（当初の翻訳に続いて、会計専門家の委員会がレビューを行う）が、英語での IFRS 基準の意味を他の言語で正確に表現する高品質の翻訳を作成するために設計されている。

6.48 レビュー委員会のメンバーは、対象言語のネイティブ・スピーカーで、財務報告の分野の専門家である でなければならない。レビュー委員会は、通常、大手の会計事務所、国内会計団体、学界、適切な政府機関、専門的業界（銀行及び保険など）からの代表者で構成する。

6.49 レビュー委員会は1名をコーディネーターとして指定する。レビューのプロセスの管理に加えて、コーディネーターは、翻訳の内容について最終的な責任を有し、委員会で合意に至らない場合には決定権を有する。

6.50 ある言語が複数の国で話され使用されている場合には、当該言語を使用するすべての国からのレビュー委員会への参加が推奨される。結果として生じる翻訳が、その翻訳を必要とするすべての法域に適切なもの IFRS 基準の首尾一貫した適用の助けとなることを確保するためである。

IFRS タクソノミ（付属文書参照）

6.51 IFRS タクソノミに対する影響は、新基準又は修正基準の開発及び文言作成の間に検討される。IFRS タクソノミ・アップデート案の公表は、通常、最終基準又は基準の修正が公表されるのと同時か又はその直後に行われる。

適用後レビュー

6.52 審議会は、新基準又は大規模修正のそれぞれについて PIR の実施を求められる。PIR は、通常、新たな要求事項が国際的に2年間適用された後に開始する。これは通常、発効日の約30か月から36か月後である。

6.53 新規 IFRS 基準又は 基準の大規模修正 に対応する PIR に加えて、審議会は、次のようなことに対応した PIR の実施を決定することもある。財務報告環境や規制上の要求事

項の変更、あるいは IFRS 基準の品質に関して、諮問会議、解釈指針委員会、基準設定主体又は関心のある関係者が表明した懸念に対応するものである。

- 6.54 各レビューには2つのフェーズがある。第1のフェーズは、検討すべき事項の当初の識別及び評価を伴うものであり、それは情報要請の形での審議会の公開協議の対象となる。第2のフェーズでは、審議会は情報要請から受け取ったコメントを、他の協議活動を通じて収集した情報とともに検討する。その情報に基づいて、審議会は発見事項を提示し、レビューの結果として、行う予定の手順があれば、それを示す。

当初評価及び公開協議

- 6.55 財務報告の改善という目標は、すべての新基準の基礎となる。PIR は、ある基準の公表と適用の後に、新たな要求事項が投資者、作成者および監査人に与える影響を評価する機会である。このレビューは、当該公表物の開発中に重要であったか又は議論の多かった論点（それらは、該当する基準の結論の根拠、プロジェクト・サマリー、フィードバック・ステートメント及び影響分析から識別可能なはずである）を、当該文書の公表後に審議会在気付いた論点とともに検討するしなければならない。また、審議会とテクニカル・スタッフは、より広範囲の IFRS 共同体利害関係者と協議して、生じ得る予想外のコスト又は適用上の問題点に直面した領域を審議会が識別するのに役立つ。
- 6.56 この当初~~レビュー~~＝評価は、IFRS 基準に関連する団体及び関心のある関係者の広範なネットワークに依拠すべきである。例えば、解釈指針委員会、審議会の協議グループ（諮問会議を含む）、証券規制当局、各国及び各地域の会計基準設定主体、会計基準設定に関与している地域団体、作成者、監査人及び投資者などである。これらの協議の目的は、レビューの適切な範囲を設定できるように審議会に情報を与えることである。このフェーズにおける協議をどのくらい広範囲にする必要があるのかは、レビュー対象とする基準及び審議会が当該基準の適用に関してすでに知っている内容に応じて決まる。審議会は、レビューの範囲を設定するのに十分な情報を有しているという確信を持つことが必要となる。
- 6.57 審議会は、正式の公開協議を通じたフィードバックを求めている事項を示した情報要請を公表する。情報要請において、審議会は、明記した事項に関してフィードバックを求めている理由を説明し、レビュー対象としている基準又は大規模修正についての審議会の当初の評価を記載すべきである。情報要請は、審議会がレビューの範囲を設定する際に従ったプロセスも提示する。
- 6.58 審議会は、通常、適用後の情報要請に対するコメントについて120日の最低期間を与える。審議会は、DPOC に協議して承認を得た後にのみ、120日未満の期間を設定する。
- 6.59 審議会は、当初の評価に基づいて、その時点で PIR ~~レビュー~~を実施するのは時期尚早と判断する場合がある。審議会は、PIR を延期する意向を DPOC に伝えなければならない。この結論に至った理由を説明し、レビューをいつ再開する予定なのかを明示する。

証拠の検討及び発見事項の提示

- 6.60 審議会は、情報要請に対する回答を、例えば次のことの実施により、他の情報又は証拠で補足することが必要かどうかを検討する。
- (a) 財務諸表又は他の財務情報の分析
 - (b) レビュー対象としている基準の適用に関する学術研究その他の研究調査のレビュー
 - (c) アンケート調査、インタビュー及び関連する関係者とのその他の協議
- 6.61 追加の情報をどの程度収集するかは、レビュー対象としている基準及び情報要請におけるフィードバックに応じて決まる。
- 6.62 審議会は、情報要請から受け取ったコメントを、追加的な分析から得た証拠及び情報とともに検討する。審議会は、審議を完了した時点で、発見事項を公開の報告書で提示する。審議会は、基準の軽微な修正を行うか又は基準のより広範囲の改訂についてのアジェンダ提案を作成することを検討する場合がある。PIR が基準の何らかの変更につながるという前提は設けない。審議会は、基準又は基準の修正の適用を通じての非公式の協議を継続する場合もある。審議会は、審議会の手続の変更を行うべき旨を DPOC に提言することができる。基準の影響を評価する方法や、基準の開発中に行うべき追加の手順などである。
- 6.63 審議会は、PIR の期間中に DPOC に定期的に報告を行わなければならない、レビューを完了した時点で DPOC に伝え、報告書の草案を DPOC に提供するしなければならない。DPOC が、審議会がレビューを満足のいく形で完了したと納得した時点で、報告書を確定させることができる。

7.6 項及び 7.7 項は 5.20 項及び 5.21 項から移動したものである。

7. IFRIC 解釈指針

- 7.1 IFRIC 解釈指針は解釈指針委員会が作成するが、IFRS 基準の一部であるため、審議会の批准を受けるなければならない。
- 7.2 ~~IASB の 3 名のメンバーが、通常、解釈指針委員会の会議に出席する。さらに、解釈指針委員会の各回の会議の報告書が、IASB の公開の会議で IASB に提示される。~~

IFRIC 解釈指針案

- ~~7.37.2~~ IFRIC 解釈指針案の公表は、~~新たな~~IFRIC 解釈指針を公表する前のデュー・プロセスの必須の手順である。

- 7.47.3** IFRIC 解釈指針案は、解釈指針の提案の形式で具体的な提案を示すものであり、したがって、一般的には、解釈指針と同じ方法で示され、解釈指針のすべての構成部分を有する。主要な相違点は、結論の根拠が提案についての解釈指針委員会の論拠を説明するために書かれており、確定版の解釈指針の論拠の草案ではないことである。
- 7.57.4** IFRIC 解釈指針案は、解釈指針委員会が公開の協議を行うための主要な手段であるため、特別の関心のある事項として解釈指針委員会が識別した論点を示したコメント募集を記載する。コメント募集は書面投票用草案に通常は記載されるが、解釈指針委員会はコメント募集の書面投票をする必要はない。

IFRIC 解釈指針案の作成

- 7.67.5** IFRIC 解釈指針案の作成は公開の会議で行われる。テクニカル・スタッフは、対処すべき事項を解釈指針委員会が検討するためのペーパーを作成する。
- 7.6** 解釈指針委員会は、「概念フレームワーク」を基礎とした原則主義のアプローチを適用する。解釈指針委員会は、関連する IFRS 基準で定められている原則を考慮して、解釈指針を開発し、当該解釈指針は基準を変更したり基準と矛盾したりしないという判断を行う。解釈指針委員会は、ある基準の要求事項が「概念フレームワーク」と異なっていると結論を下す場合には、審議会から指示を得る。したがって、IFRIC 解釈指針を開発する際に、解釈指針委員会は、広範囲にわたる規則主義の環境を作り出そうとするものではなく、緊急問題グループとして行動するものでもない。
- 7.7** 解釈指針委員会が開発する解決策は、合理的な期間にわたり効力を有するべきである。したがって、解釈指針委員会は通常、トピックが近く公表予定の IFRS 基準で扱われている場合には、IFRIC 解釈指針を開発しない。しかし、このことは、短期の改善が正当化できる場合に解釈指針委員会が特定の事項について行動を起こすことを妨げない。
- 7.77.8** 解釈指針委員会が技術的事項に関して全般的な合意に至った時点で、テクニカル・スタッフは、提案の作成にあたって実施した手順を要約し、IFRIC 解釈指針案のコメント期間を提案するペーパーを審議会に提示する。
- 7.8** 解釈指針は、IFRS 基準や「概念フレームワーク」を変更したり、それらと矛盾を生じたりするものであってはならない。解釈指針委員会が、IFRS 基準の要求事項が「概念フレームワーク」と異なると判断した場合には、解釈指針の開発をさらに進める前に、IASB からの指示を得る。
- 7.9** 解釈指針委員会が、こうした事項のすべてに対応したという確信を得た場合には、スタッフに書面投票用に IFRIC 解釈指針の草案を作成すべきだという全般的な合意があるかどうかを確かめるための投票を行う。全般的な合意に達するのは、提案に反対したメンバーが4名以下の場合である。解釈指針は、解釈指針委員会が特定の事項について全般的な合意に達したことに基づいて作成されるので、解釈指針案には反対意見は記載しない。しかし、コメント募集及び結論の根拠で、一部のメンバーが解釈指針案に同意しないメンバーがいた場合には反対する強い意見を有していた領域を明示する。

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

- 7.10 審議会メンバーは、IFRIC 解釈指針案の書面投票用草案を受け取る。書面投票のプロセスの間に4名以上の審議会メンバーが解釈指針案の公表に反対した場合には、解釈指針案は公表されない。審議会メンバーの反対により解釈指針案を公表しない場合、審議会は、解釈指針案を修正して公表すべきか、当該事項を解釈指針委員会に差し戻すか、~~IASB 自身のアジェンダに加えるか、審議会がさらに検討すべきか、あるいはそれ以上の処置をしないのかを決定する~~しなければならない。
- 7.11 審議会と解釈指針委員会は、IFRIC 解釈指針案に対するコメントについて90日の最低期間を与える。事項の範囲が狭く、緊急性がある場合には、審議会は30日を下回らないコメント期間を検討することができるが、90日未満の期間を設定するのは、DPOC と協議して承認を受けた場合のみである。

公 表

- 7.12 解釈指針委員会が IFRIC 解釈指針案を公表する前に、~~テクニカル・IFRS 財団~~スタッフは、発表に付属させるためにどのコミュニケーション資料を作成すべきかを決定する。すべての解釈指針案には、プレスリリースを付属させるなければならない。また、~~審議会は解釈指針案の公表を eメール・アラートで発表するのが通例である。~~
- 7.13 すべての解釈指針案は、IFRS 財団ウェブサイト~~で~~無料公開する。

寄せられたコメントの検討

- 7.14 コメント期間の終了後、解釈指針委員会は寄せられたコメントをレビューする。
- 7.15 IFRIC 解釈指針の開発は、解釈指針委員会の会議の中で行い、そこで~~解釈指針委員会~~メンバーは解釈指針案に寄せられたコメントを検討し、プロジェクトを進めるべきかどうかを決定する。
- 7.16 解釈指針委員会が IFRIC 解釈指針の技術的事項に関して全般的な合意に至った時点で、テクニカル・スタッフは、解釈指針委員会に、解釈指針の作成にあたって行ってきた手順を要約し、提案を確定できるのかあるいは再公開すべきなのかを評価するペーパーを提示する。
- 7.17 再公開の必要があるかどうかを検討する際に、解釈指針委員会は、6.25項で審議会について示しているのと同じ要件を適用する。解釈指針委員会が再公開が必要と判断する場合には、従うべきデュー・プロセスは、最初の IFRIC 解釈指針案と同じであり、最低限のコメント期間は7.11項に従って決定される。

IFRIC 解釈指針の確定

- 7.18 解釈指針委員会が、デュー・プロセスのすべてに対応したと確信する場合には、テクニカル・スタッフが書面投票のための IFRIC 解釈指針を作成すべきだという全般的な合意があるかどうかを確かめるための投票を行う。全般的な合意が達成されるのは、提案に反対票を投じたメンバーが4名以下の場合である。

- 7.19 IFRIC 解釈指針には次の内容を記載する。
- (a) ~~識別した会計上の論点の要約~~
 - (b)(a) 適切な会計処理に関して至った合意範囲に含まれる取引又は他の事象の会計処理を定める要求事項
 - (e)(b) 合意の根拠とするためにIFRIC 解釈指針において依拠した、関連する IFRS 基準、及び「概念フレームワーク」の部分、及び他の基準書等への参照
 - (d)(c) 発効日及び経過措置のパラグラフ
- 7.20 IFRIC 解釈指針の理由は結論の根拠に記載される。~~解釈指針委員会のメンバーは、解釈指針への反対意見を示すことはできない。解釈指針には、解釈指針委員会メンバーの反対意見は記載されない。~~しかし、解釈指針を審議会に批准のために送付提出する際に、批准の要請に付属するテクニカル・スタッフ・ペーパーで、何名の解釈指針委員会メンバーが解釈指針に反対したのか及びその理由を明記すべきである。

発効日及び経過措置

- 7.21 IFRS 基準の変更と同様に、IFRIC 解釈指針には発効日と経過措置のパラグラフを設ける。強制的な発効日の設定は、各法域が新たな要求事項を法体系に組み込むのに十分な時間を与え、IFRS 基準を適用する人々に新たな要求事項に備えるのに十分な時間を与えるように行う。解釈指針は、一般に、基準の大規模修正よりも狭い範囲の事項を扱うものであるため、IFRS 基準を適用する人々が新たな要求事項に備えるのに必要な時間も短い可能性が高い。
- 7.22 解釈指針委員会は、IFRS 基準の初度適用企業に関する経過措置の影響も検討する。これには、経過措置と IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の経過措置との相互関係も含む。

審議会の同意及び批准

- 7.23 解釈指針委員会が IFRIC 解釈指針の書面投票をした場合、当該解釈指針は審議会に批准を求めるため送付される。審議会は解釈指針を批准する投票を公開の会議で行う。解釈指針の批准は審議会の公開の会議で行われ、特別多数決が必要とされる。これは、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準について要求されているのと同じレベルの審議会メンバーの支持である。
- 7.24 審議会メンバーは、IFRIC 解釈指針の批准に反対することができる。1名又は複数の審議会メンバーが反対したという事実は、その理由とともに解釈指針の承認のセクションに記載する。
- 7.25 審議会は、解釈指針委員会が提出した IFRIC 解釈指針について投票を行う。解釈指針を審議会が承認批准しない場合には、審議会は解釈指針委員会に反対の理由を示す。これらの理由に基づいて、審議会は、当該事項を解釈指針委員会に差し戻すか、審議会自

身の技術的作業計画に加えるか審議会がさらに検討すべきか、あるいはそれ以上の処置をしないのかを決定する。審議会は、解釈指針に編集上の変更を加えることや発効日を変更することができるが、行った変更を解釈指針委員会に伝えるべきである。

7.26 批准された IFRIC 解釈指針は、審議会が公表する。

公 表

7.27 審議会が IFRIC 解釈指針を公表する前に、IFRS 財団スタッフは、発表に付属させるためにどのコミュニケーション資料を作成すべきかを決定する。すべての解釈指針案には、プレスリリースを付属させるなければならない。また、~~審議会は解釈指針の公表を eメール・アラートで発表するのが通例である。~~

8.7 から 8.9 項は 6.42 項から 6.45 項より移動したものである。

8. 首尾一貫した適用の支援

8.1 このセクションに記載している内容は、IFRS 基準の地位を有するものではなく、基準の要求事項を追加又は変更することはできない。しかし、その内容の目的は、基準の適用の首尾一貫性を改善することである。

アジェンダ決定

解釈指針委員会によるアジェンダ決定

8.2 解釈指針委員会が、提出された質問に対処するためのプロジェクトを基準設定アジェンダに追加しないことを決定する場合 (5.16 項参照) には、その理由を IFRIC Update における暫定的なアジェンダ決定及び IFRS 財団ウェブサイトにおいて説明する。解釈指針委員会は、暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを、最低 60 日のコメント期間にわたり募集する。それらのコメントを検討した後に、解釈指針委員会は次のいずれかを行う。

- (a) 決定を確認してアジェンダ決定を公表する。
- (b) プロジェクトを基準設定アジェンダに追加する。
- (c) 当該事項を審議会に照会する。審議会は、解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定を批准することを求められない。

8.3 解釈指針委員会がプロジェクトを基準設定アジェンダに追加しないことを決定した理由を説明することに加えて、多くの場合、アジェンダ決定には説明的資料が含まれる。そうした説明的資料の目的は、IFRS 基準の適用の首尾一貫性を改善することである。アジェンダ決定には、通常、解釈指針委員会がプロジェクトを基準設定アジェンダに追加しなかった理由が、基準における諸原則及び要求事項が企業が適切な会計処理を決定す

るための適切な基礎を提供していることである場合には、説明的資料が含まれる。説明的資料は、暫定的なアジェンダ決定の一部としてコメントの対象となる。

8.4 説明的資料は、IFRS 基準において適用すべき諸原則及び要求事項が、アジェンダ決定に記述された取引又は事実パターンにどのように適用されるのかを説明する。そのような説明を提供することによって、追加的な情報が提供される。アジェンダ決定（それに含まれる説明的資料を含む）は基準の地位を有さず、したがって、基準の要求事項を追加又は変更することはできない。しかし、そうした説明的資料は、有用で、情報価値があり、説得力があるものと見るべきである。

8.5 アジェンダ決定の公表のプロセスは、それがなければ利用可能でなく入手することが合理的に見込めなかった新しい情報を提供する説明的資料をもたらすことが多い。このため、企業はアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。当該決定を行い、変更を適用するための十分な時間（例えば、企業は新しい情報を入手したり、変更を導入するためにシステムを修正したりすることが必要となる場合がある）が企業に与えられることを見込んでいる。

審議会によるアジェンダ決定

8.6 IFRS 基準の首尾一貫した適用を支援するにあたり、審議会が、説明的資料を含んだアジェンダ決定を公表する場合がある。これを行うのは、あるプロジェクトを基準設定アジェンダに追加しないことを決定したが、それでも、基準における適用のある諸原則及び要求事項が特定の取引又は事実パターンにどのように適用されるのかを説明する資料を提供することによって、基準の適用の首尾一貫性が改善されると結論を下す場合である。審議会によるアジェンダ決定の公表は、解釈指針委員会によるアジェンダ決定の公表について 8.2 項から 8.5 項に記述したプロセスに従う。審議会によるアジェンダ決定は、解釈指針委員会アジェンダ決定と同じデュー・プロセス上の地位を有する。

8.7 審議会がアジェンダ決定を公表する場合があるが、利害関係者が適用上の疑問を提出するのは解釈指針委員会に対してであり、審議会に対してではない。したがって、審議会がアジェンダ決定を公表する頻度は高くはないものと見込まれる。

教育イニシアティブ教育的資料

8.8 IFRS 財団は、IFRS 基準に関連した教育的資料を自らのウェブサイトで作成公表することがある。これには、ウェブキャスト、記事、会議のための発表資料、経営幹部のための手引き、及び「IFRS for SMEs」研修資料、IFRS 基準に付属するがその一部を構成しない教育的資料などがある。教育的資料は基準の地位を有さず、基準の要求事項を追加又は変更することはできない。

8.9 教育的資料の作成は、公開の会議では行われず、IFRS 基準の開発について行われる公開の吟味の対象とならない。しかし、教育的資料は品質保証プロセスの対象となり、これには、基準の要求事項を追加又は変更しないこと及び基準とは明確に区別されることを確保することが含まれる。

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

~~IFRS 財団の教育イニシアティブのスタッフは、審議会のテクニカル・スタッフの一部であり、テクニカル活動のシニア・ディレクターに報告を行う。審議会とテクニカル・スタッフは、教育的資料が IFRS 基準と混同されたり強制的なものとして解釈されたりしないようにする責任がある。したがって、IASB は教育イニシアティブが公表物のそれぞれに適した品質保証プロセスを有しているかどうかを確保することに関心がある。~~

8.10 ~~上記 8.8 項の保証を達成するため、教育イニシアティブが作成する教育的資料は、少なくとも次のようなレベルの内部レビューの対象とする。~~

- (a) IFRS 基準の要求事項のハイレベルの要約（新基準についての紹介的なウェブキャストなど）は、1名の審議会メンバーがレビューする。

~~ハイレベルの要約（経営幹部向けの要旨やパワーポイント資料など）は、適切なテクニカル・スタッフと編集チームのメンバーがレビューする。~~

- (b) 基準の要求事項を説明する、より詳細な資料（基準の特定の側面に関するウェブキャストなど）は、2名の審議会メンバーがレビューする。

~~研修用資料（「概念フレームワーク」に基づく研修に使用される資料など）は、審議会メンバー又は学者などの適切な外部の専門家のレビューも受ける。しかし、さらに詳細な研修用資料（包括的な「IFRS for SMEs」研修資料など）は、少なくとも2名の IFRS 専門家がレビューし、うち1名は審議会メンバーでなければならない。~~

- (c) 基準の要求事項が特定の取引又は他の状況にどのように適用される可能性があるのかを説明又は例示する資料（要求事項が特定の事実パターンにどのように適用される可能性があるのかを示す新たな設例など）は、3名の審議会メンバーがレビューする。

~~IFRS 基準に付属する教育用資料は、少なくとも3名の審議会メンバーがレビューしなければならない。~~

~~教育イニシアティブは、定期的に DPOC に報告を行い、作成している資料及びそれぞれの場合において実施を予定しているレビューのレベルを明確にする。DPOC は IFRS 財団が公表した教育的資料についての定期的な報告書を受け取る。この報告書は、資料の性質及び実施したレビューのレベルを識別し、所要のレベルのレビューが実施されたかどうかについての IFRS 財団スタッフの結論を記述する。~~

8.9. 認識されたデュー・プロセス違反に対する評議員会の措置の手続書

9.1 デュー・プロセス違反が疑われる事項は、審議会及び解釈指針委員会のデュー・プロセスに対する DPOC の継続的レビューの状況の中で考慮される。違反が疑われる事項は、外部の関係者（マスコミ報道を含む）、内部の関係者、DPOC 又は他の評議員が提

起することができる。すべての関係者は、デュー・プロセスの違反の疑いが発生したことを感知した時点ですぐに懸念を提起することが推奨される。

- 9.2 DPOC は、違反が疑われる事項を、申立者、IFRS 財団スタッフ並びに審議会及び解釈指針委員会が提供した証拠とともに検討する。違反が疑われる事項は、本ハンドブックに示した報告の判断基準に照らした評価も行う。
- 9.3 DPOC への申立ては、IFRS 財団ウェブサイトの ~~DPOC~~ の ~~ウェブページ~~ に示している手続により行われる。それぞれの申立ては、申立者の氏名及び連絡先の詳細とともに、~~DPOC~~ の ~~ウェブページ~~ IFRS 財団ウェブサイト に掲載する。
- 9.4 評議員会活動を扱う IFRS 財団スタッフディレクター は、申立てに対応した適切なテクニカル・スタッフからの報告書を DPOC が受け取るようにする責任がある。この報告書は ~~DPOC~~ の ~~ウェブページ~~ IFRS 財団ウェブサイト に掲載し、審議会の議長ないしは副議長が出席する DPOC の会議で検討する。DPOC は、評議員会活動を扱う IFRS 財団スタッフディレクター に、回答を確定する前に追加的な情報を求めることができる。DPOC の回答（通常は申立者への書簡の形で）も、~~DPOC~~ の ~~ウェブページ~~ IFRS 財団ウェブサイト に掲載する。
- 9.5 審議会及び解釈指針委員会は、これらの方針及び自らの行動を DPOC に伝えるという要求を遵守することが要求されるが、限定的な不履行により基準書等が無効となるものではない。不履行が生じた場合に、こうした状況を是正するための適切的な手順を取ることができ、また、DPOC が、その違反により害が生じていないと判断する場合には、追加的な措置は必要ないと決定することができる。この状況において、DPOC は、結論及び議論を 2.15 項に示した報告要求に沿って公開する。
- 9.6 DPOC の過半数が、審議会及び解釈指針委員会がデュー・プロセスに違反したという結論を下した場合には、DPOC は、審議会及び解釈指針委員会が当該プロジェクトの現在のフェーズの中で是正措置を行うか、又は当該プロジェクトの将来のフェーズにおいて追加の手順を実施することを要請する。
- 9.7 DPOC と審議会又は解釈指針委員会が、デュー・プロセスの違反があったかどうかについての意見の相違を解消できない場合、又は 8.6 項 9.6 項に定める違反の是正措置について合意できない場合には、当該事項を評議員会に伝え、評議員会が決着をつける。評議員会は、当該事項を検討するための会議を招集することが必要となる場合がある。そうした会議は、迅速な対応を要する場合には、電話会議又はビデオ会議で行うことができる。
- 9.8 デュー・プロセスの申立てが、審議会がまだ新 IFRS 基準又は、基準の修正 又は IFRIC 解釈指針 を公表していないプロジェクトに関するものである場合には、審議会又は解釈指針委員会は、その議論を聞くまで、当該プロジェクトの特定のフェーズを完了することが認められない。8.5 項 9.5 項で述べたように、デュー・プロセスの違反は、審議会が公表した基準書等は無効にするものではない。したがって、当該事項が審議会が公表し

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

た基準又は、基準の修正又は IFRIC 解釈指針に関するものである場合には、当該基準書等は、デュー・プロセスの申立てを DPOC が処理するまでは、依然としてすべての点において有効である。このような場合には、DPOC は、当該基準書等の発効日を考慮して、申立てをできるだけ速やかに処理すべきである。

- 9.9 評議員会活動を扱う IFRS 財団スタッフディレクターは、DPOC 委員長と協議して、評議員会の検討を求めるための十分な要約資料を作成する。会議に出席している評議員が、審議会又は解釈指針委員会がデュー・プロセスに違反していると考える場合には、審議会又は解釈指針委員会は、デュー・プロセスが回復治癒されたと納得するのに必要と評議員会が判断したことのすべてに従うを行わなければならない。
- 9.10 評議員会は、デュー・プロセス違反の証拠として、技術的な会計上の考慮事項を挙げることはできない。

付属文書

IFRS タクソノミ・デュー・プロセス

IFRS タクソノミとその目的

- A1 IFRS タクソノミ™ は、構造化された分類システムである。IFRS 基準（IFRS for SMEs®を含む）に従って作成される財務報告書において表示され開示される定量的情報及び定性的情報をタグ付けするために使用できる要素（それらについての記述、属性、関係及びデータ・モデルを含む）を包含している。
- A2 IFRS タクソノミの主目的は、IFRS 基準を適用して作成される情報の首尾一貫したタグ付けを支援することである。その際に、IFRS 財団は、情報の報告及び受取りを構造化された電子フォーマットで行うことを選好する IFRS 財務諸表の作成者及び利用者を支援している。
- A3 IFRS タクソノミは、IFRS 基準の表示及び開示の要求事項を表している。しかし、IFRS 基準の不可欠の一部ではない。国際会計基準審議会（「審議会」）と IFRS 財団による IFRS タクソノミの開発及び公表は、IFRS タクソノミが IFRS 基準の要求事項と整合することを確保するのに役立つものであり、IFRS 基準の要求事項を解釈するものではない。

IFRS タクソノミの構成要素

- A4 IFRS タクソノミは、次の2つの構成要素があるものとして記述することができる。
- (a) IFRS タクソノミ・コンテンツ：これは、下記のことを反映するために使用される要素のセット（関連する記述、属性、関係及びデータ・モデルを含む）である。
- (i) IFRS 基準、~~すなわち~~具体的には、IFRS 基準（IFRIC 解釈指針を含む）において明示されている IFRS 開示及び IFRS 表示の要求事項、並びに IFRS 基準の付属資料（IFRS 適用ガイダンス、IFRS 設例）
 - (ii) IFRS 報告実務（「一般的実務」）
 - (iii) 年次改善
 - (iii)(iv) IFRS 基準や ~~IFRS~~ 基準の付属資料で明示されていない他のタクソノミ・コンテンツ
- (b) IFRS タクソノミ・テクノロジー：これは、タクソノミの特徴事項を指すものであり、IFRS タクソノミのコンテンツの公表及び表現に使用される文法や、使用されるタクソノミ・アーキテクチャーが含まれるが、これらに限らない。アーキテクチャーは、例えば、IFRS タクソノミがどのようにファイルや命名プロトコルに編成されるのかなどのタクソノミの特性に関するものである。IFRS タクソノミ・テクノロジーには、IFRS 財団が IFRS タクソノミ・ファイル及び文書の管理及び生成に使用する内部システムは含まれない。

IFRS タクソノミ・デュー・プロセスの目的

A5 コンテンツとテクノロジーは、ともに高品質なタクソノミの重要な特徴事項であり、相互に関連している。IFRS タクソノミ・デュー・プロセスは、コンテンツとテクノロジーの両方の健全性を保護すること、特に以下のことを確保するように設計されている。

- (a) IFRS タクソノミ・コンテンツが次のようであること
 - (i) IFRS 基準又は「概念フレームワーク」と矛盾せず、それらの解釈や追加的な適用指針ではない。
 - (ii) IFRS 開示の効果的かつ効率的なコミュニケーション、普及及び分析に役立つ。
- (b) IFRS タクソノミ・テクノロジーが次のようであること
 - (i) IFRS タクソノミ・コンテンツの伝達及び表現のために使用される技術的文法の仕様を守っている。
 - (ii) IFRS タクソノミの現在及び将来の利用者による採用を容易にし、目的適合性があり最新である状態を維持するために、最善の実務を反映している。

IFRS タクソノミ・デュー・プロセス公表物

A6 2つの IFRS タクソノミ・デュー・プロセス公表物は、「IFRS タクソノミ・アップデート」文書と「IFRS タクソノミ・ファイル」である。

IFRS タクソノミ・アップデート文書

A7 「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書は、IFRS タクソノミのコンテンツ又はテクノロジーのアップデートの提案について記述して協議するために使用される文書である。「IFRS タクソノミ・アップデート」文書は、IFRS タクソノミの最終的な変更について公表される。

A8 「IFRS タクソノミ・アップデート」文書は、以下の内容を人間に読める形式で記述する。

- (a) フィードバックを求めている質問（これは「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書だけに該当）
- (b) 行おうとしている修正案（又は最終的な修正）、例えば、IFRS タクソノミに追加される要素又は削除される要素
- (c) これらの変更の背景にある理由、及び、代替的な選択肢が存在する場合には、特定の選択肢が選好される論拠

IFRS タクソノミ・ファイル

A9 これは、IFRS タクソノミ・コンテンツをタクソノミ伝達メカニズム（拡張事業報告言

語 (XBRL) 文法など) を用いて表現し伝達するために使用されるファイルである。これらのファイルにより、コンピュータが IFRS タクソノミを自動的に加工し、さまざまなソフトウェア・アプリケーションを使用してコンテンツを提供することができる。

- A10 「IFRS タクソノミ・ファイル案」は IFRS タクソノミの更新案を公開するものであり、「IFRS タクソノミ・ファイル」は最終的な更新を表すものである。
- A11 IFRS 財団は、IFRS タクソノミの補足資料及び教育資料 (例えば、IFRS タクソノミ・コンテンツを人間に読める形式で提供するファイルなど) も公表する場合がある。これらの資料は、正式のデュー・プロセス公表物を構成しない。

IFRS タクソノミ・レビュー・パネル

- A12 指名されたグループ (「IFRS タクソノミ・レビュー・パネル」) が、IFRS 基準 (IFRS 基準の付属資料を含む) で明示されていない IFRS タクソノミ・コンテンツに対する監督を提供するために存在する。IFRS タクソノミ・レビュー・パネルは、少なくとも 3 名 (ただし 5 名以内) の審議会メンバーで構成される。少なくとも 1 名の ~~(シニア) テクニカル・ディレクター~~ テクニカル・スタッフのシニア・メンバー もこのパネルのメンバーとなる。

IFRS タクソノミ協議グループ (ITCG)

- A13 審議会には、IFRS タクソノミ協議グループ (「ITCG」) と呼ばれるタクソノミ関連活動に関する協議グループがある。
- A14 ITCG は、この「ハンドブック」の ~~3.58 項から 3.63 項~~ 3.59 項から 3.66 項 に記述している協議グループに関して示された一般原則に基づいて運営される。ITCG には、目的と機能を示した委任事項がある。
- A15 スタッフは、IFRS タクソノミの変更の開発中に ITCG に助言を求める。

IFRS タクソノミのレビュー及び承認

審議会によるレビュー及び承認

- A16 新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準 (IFRS 基準の付属資料を含む) を反映した IFRS タクソノミ・コンテンツに関する「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書及び「IFRS タクソノミ・アップデート」文書の承認には、書面投票による審議会の特別多数決の支持を要する。
- A17 IFRS タクソノミ一般の実務の変更及び IFRS 基準 (IFRS 基準の付属資料を含む) で明示されていない他のコンテンツの変更は、IFRS タクソノミ・レビュー・パネルのレビュー (ただし、承認ではない) の対象となる。こうした変更は、通常は審議会での議論やレビューはされない。しかし、適切と考えられる場合には、IFRS タクソノミ・レビュー・パネルのどのメンバーも、公開の審議会の会合で全般的な議論及びレビューのために具体的な論点を提起することを決定することができる。

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

- A18 IFRS タクソノミ・レビュー・パネルは、新たな IFRS タクソノミ一般の実務プロジェクトの着手、又は IFRS タクソノミのコンテンツに影響を与えるが新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準から直接に生じるものではない他のプロジェクトの着手に関するテクニカル・スタッフ提案もレビューする。これには、IFRS タクソノミのテクノロジーの変更の結果として生じたコンテンツ修正が含まれる。
- A19 IFRS タクソノミのテクノロジーだけに影響を与える変更は、審議会でも IFRS タクソノミ・レビュー・パネルでも承認やレビューはされず、ITCG で検討される (~~A36 項~~から A38 項 A38 項から A40 項参照)。

ITCG によるレビュー

- A20 審議会は「IFRS タクソノミ・ファイル案」や「IFRS タクソノミ・ファイル」のレビューも承認も行わない。しかし、ITG が「IFRS タクソノミ・ファイル案」及び「IFRS タクソノミ・ファイル」をレビューする。IFRS タクソノミの技術的な健全性の確保に役立てるためである。ITCG は、「IFRS タクソノミ・アップデート案」及び「IFRS タクソノミ・アップデート」もレビューし、また、IFRS タクソノミの教育的資料及び補足資料のレビューを求められることもある。
- A21 新規 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準については、ITCG のレビュー期間は、通常、関連する IFRS 基準の編集上のレビュー期間に合わせる (IFRS 基準の編集上のレビューのプロセスは、このハンドブックの 3.31 項から 3.33 項に記述している)。他のレビューの場合や、関連する IFRS 基準の編集上のレビューが行われない場合には、ITCG には通常、レビューを行うための 14 日の期間がある。その事項の範囲が狭いか又は緊急と考えられる場合には、この期間を短縮することができるが、7 日未満にはしないと**してはならない**。
- A22 レビュー者が伝えるのは個人的見解であり組織の見解ではないため、コメントを提供した ITCG メンバーが個別に同意しない限り、彼らのコメントは公開されない。スタッフは通常、受取った ITCG コメントを ITCG の公開の会議で要約する。
- A23 下記は、IFRS タクソノミのレビュー及び承認を表にしたものである。

IFRS タクソノミ・アップデート	公表	レビューITCG	審議会の承認
審議会の承認の対象となるアップデート			
<u>新基準又は修正基準</u>	<u>通常、新基準又は修正基準の公表時</u>	<u>要求される A20 項</u>	<u>要求される A16 項</u>

IFRS タクソノミ・アップデート (<u>審議会のレビューの対象外</u>)	公表	レビュー	
		レビューITCG	審議会の承認
一般実務	随時	<u>要求される A17 項</u>	<u>要求される A20 項</u>

年次改善	通常、年末	要求される A17項	要求される A20項
テクノロジー	随時	要求される A19項	要求される A20項

IFRS タクソノミのデュー・プロセスに対する DPOC の監督

A24 各回の会議で、DPOC は当期のタクソノミのデュー・プロセス公表物、及び、該当がある場合には、当該公表物が審議会に承認された日に関する情報を受け取る。DPOC は、IFRS 財団スタッフによる ITCG のレビューの報告書も毎年受け取る。DOPC は、ITCG が設置された目的である機能を果たし続けていることを確保し、人員が同じままでよいかどうかを確認する (3.66 項参照)。

IFRS タクソノミをアップデートする提案の着手

A23A25 アップデートが関連するのは、IFRS タクソノミのコンテンツの変更である場合もテクノロジーの変更である場合もある。状況によっては、アップデートが IFRS タクソノミのコンテンツとテクノロジーの両方に影響を与えることもある。その場合に適用される IFRS タクソノミ・デュー・プロセスは、IFRS タクソノミのコンテンツとテクノロジーのそれぞれについて準拠されるプロセスを組み合わせたものとする。

新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準を反映したコンテンツ変更

A24A26 IFRS タクソノミ・コンテンツは、新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準を適時に反映すべきである。これにより、IFRS タクソノミがどの時点でも IFRS 基準の正確な反映となることが確保される。

A25A27 IFRS 基準は、IFRS タクソノミを通じての適切な表現を可能とするのに十分な明確さと整合性で記述するなければならない。したがって、IFRS 基準が IFRS タクソノミに与える影響は新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準の開発中に考慮される。テクニカル・スタッフは審議会が公開の会議で検討するためのペーパーを作成する。これらのペーパーは、具体的なトピックについて審議会のレビュー又は承認を要する場合には、IFRS タクソノミ・コンテンツに関連した事項を織り込むことがある。

A26A28 IFRS 財団は、ウェブサイト上で、公開草案又は IFRIC 解釈指針案の表示及び開示の要求事項を描写した IFRS タクソノミ資料を公開する場合がある。これらの資料は、「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書を構成するものではないので、審議会の承認は必要ない。それらの目的は、提案されている表示及び開示の要求事項の理解を容易にすることである。「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書は、IFRS の最終的変更についてのみ作成される。

A27A29 「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書についての審議会の承認は、通常、関連する最終の IFRS 基準の書面投票での承認と同時に行われる。審議会は、次のいずれかの場合には、「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書の承認をそれよりも遅い時期に行

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

うと決定することができる。

- (a) 基準と同時に公表しようとする、IFRS 基準の公表を遅らせるリスクがある場合
- (b) IFRS タクソノミの修正案の範囲が十分に狭いため、将来の修正案と組み合わせて1件の「IFRS タクソノミ・アップデート案」に統合できる場合

A28A30 新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準を反映したコンテンツ変更についての「IFRS タクソノミ・ファイル案」は、適切と考えられる場合に作成される。このようなファイルを作成すべきかどうかを評価する際に、スタッフは、変更案の範囲及びこれらの変更が IFRS タクソノミの利用者に与える可能性の高い影響を検討する。

A29A31 スタッフは通常、「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書の概要案及び（作成している場合には）「IFRS タクソノミ・ファイル案」を、ITCG のメンバーにレビューを求めため提供する。ITCG のメンバーは、IFRS タクソノミのコンテンツの変更案が IFRS 基準の修正を正確にかつ最も適切な方法で反映しているかどうかについてのレビューを求められる。

新たな一般的実務及び新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準で明示されていない他のコンテンツ変更

A30A32 IFRS タクソノミ一般的実務コンテンツは、企業が IFRS 基準を適用する際に実務で一般に報告されているが IFRS 基準（IFRS 基準の付属資料を含む）では明示されていない IFRS 開示に関するものである。他のコンテンツ変更には、例えば、IFRS タクソノミ要素の定義や IFRS タクソノミ適用ガイダンスが含まれる可能性がある。

A31A33 テクニカル・スタッフと IFRS タクソノミ・レビュー・パネルは、主として IFRS タクソノミの利用者のニーズに基づいて、IFRS タクソノミ作業計画にトピックを追加することを検討する⁴。例えば、新たな一般的実務プロジェクトが、IFRS 基準の適用後レビューや、規制当局者及び他の IFRS タクソノミ利用者からのフィードバックから生じる場合がある。

A32A34 新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準に対応したものではない IFRS タクソノミのコンテンツ変更案を開発するために準拠されるプロセスは、コンテンツ変更の種類及び目的に応じて決まる。例えば、一般的実務プロジェクトについて、スタッフが IFRS 財務諸表の実証分析を行い、提案する新たなタクソノミ要素の識別及び選定を行うための具体的なベンチマーク要件を設定する場合がある。IFRS 財団は、準拠している具体的な開発プロセスを文書化した資料を公開する。

A33A35 IFRS タクソノミ・レビュー・パネルによるコンテンツ変更案のレビューは、所要の手順である。IFRS タクソノミ・レビュー・パネルが追加の検討を要する論点を示さなかった場合には、スタッフは「IFRS タクソノミ・アップデート案」の文案作成を進め

⁴ これが関係するのは、IFRS 基準に明示されていない IFRS タクソノミ・コンテンツに関する作業計画のみである。新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準を反映した IFRS タクソノミ・コンテンツに関する作業計画は、審議会の基準設定作業計画によって決定される。

る。

A34A36 「IFRS タクソノミ・ファイル案」は、適切と考えられる場合には作成される。こうしたファイルを作成すべきかどうかを評価する際に、スタッフは、変更案の範囲及びこれらの変更が IFRS タクソノミに与える可能性の高い影響を検討する。

A35A37 スタッフは通常、「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書の概要案及び（作成している場合には）「IFRS タクソノミ・ファイル案」を、ITCG のメンバーにレビューを求めため提供する。

テクノロジー変更

A36A38 IFRS タクソノミ・テクノロジーの変更は、IFRS タクソノミを利用者が適用する方法に影響を与える場合がある。スタッフは、計画された変更の必要性の評価と、このような必要とされる変更の開発を、焦点を絞ったアウトリーチ（例えば、規制者やソフトウェア業者との）も実施しつつ、ITCG と協議して行う。変更が大幅であると見込まれる場合や、複数の代替的な選択肢が存在する場合には、変更案を正式なものとする前に、「情報要請」を公表することが適切かもしれない。

A37A39 テクノロジー変更を記述した「IFRS タクソノミ・アップデート案」と「IFRS タクソノミ・ファイル案」を一般のコメントを求めため作成するしなければならない。

A38A40 スタッフは、ITCG に「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書の概要案、「IFRS タクソノミ・ファイル案」の文案、及び（公表する場合には）「情報要請」の文案を、公表及び協議の前にレビューを求めため提供するしなければならない。

公表及び協議

A39A41 「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書及び（作成している場合には）「IFRS タクソノミ・ファイル案」は、公開協議の対象となる。コメント期間は、通常、最低 60 日となる。その事項が緊急であるか又は範囲が狭い場合には、コメント期間を短縮することができるが、30 日未満とすることはできない。

(a) 範囲の狭い変更案については、短縮したコメント期間は DPOC からの承認を要しない。コンテンツ変更案については、審議会（又は適切な場合には IFRS タクソノミ・レビュー・パネル）が 30 日を下回らないコメント期間を検討することができる。テクノロジー変更案については、スタッフが ITCG と協議した後に 30 日を下回らないコメント期間を検討することができる。

(b) 範囲が狭くはないが緊急である変更案については、短縮したコメント期間は DPOC からの承認を要する。

A40A42 新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準を反映したタクソノミ・アップデートの場合には、「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書は基準の公表と同時又はその直後に公表されるが、上記 A27 項 A29 項に示した例外がある。

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

~~A41A43~~ ~~A28 項と A34 項~~ ~~A30 項と A36 項~~では、コンテンツ更新案を反映した「IFRS タクソノミ・ファイル案」の公表は、任意の手順であると述べている。コンテンツ更新については、これらのファイルに関する公開協議は要求されない。更新後のファイルは、単に「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書に示されたコンテンツ変更案を反映しているだけであるからである。これらのファイルが作成される場合には、関連する「IFRS タクソノミ・アップデート案」の公表と同時又はその直後に公表される。

~~A42A44~~ IFRS タクソノミのリリースには、IFRS タクソノミの複数の関連のない更新が含まれる場合がある。例えば、新 IFRS 基準の公表から生じた更新と IFRS タクソノミ・テクノロジーの変更又は一般的実務の追加から生じた更新である。しかし、IFRS 財団は、通常は、すべての更新を含んだ 1 組の「IFRS タクソノミ・ファイル案」を公表するのみである。

~~A43A45~~ 「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書を開発する際に、審議会及び IFRS 財団 スタッフは、変更案について利害関係者と協議するための追加の手順を踏む必要があるかどうかを検討する。これらの追加の手順には、例えば、規制当局者や他の IFRS タクソノミ利用者との個人的な会合、ソフトウェア業者によるテクノロジー変更案のフィールド・テスト、コンテンツ変更案をテストするタスクフォースの設置などが含まれる可能性がある。この追加の協議からのフィードバックは、一般からのコメントレーターとともに考慮され評価される。

IFRS タクソノミ・アップデートの確定

寄せられたコメント及び協議の検討

~~A44A46~~ 「IFRS タクソノミ・アップデート案」文書及び（公表した場合には）「IFRS タクソノミ・ファイル案」に対して寄せられた一般からのコメントはすべて、IFRS 財団のウェブサイトに掲載される。スタッフは、寄せられたコメントを分析し、当初の提案に変更を加えるべきかどうか及び改訂後の提案を再公開すべきかどうかを評価する。

~~A45A47~~ スタッフは、寄せられたコメント及び当初の提案の変更（再公開するという提案を含む）について下記の機関と議論するしなければならない。

- (a) 審議会と、公開の会議で（新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準について）
- (b) IFRS タクソノミ・レビュー・パネルと、（適切な場合には）スタッフが作成するこれらの議論の公開の要約について（一般的実務及び IFRS 基準で明示されていない他のタクソノミ・コンテンツについて）
- (c) ITCG と、公開の会議で（IFRS タクソノミのテクノロジーの変更について）

~~A46A48~~ DPOC には、IFRS タクソノミ・テクノロジーの大幅な変更を最終確定する前に、行われたデュー・プロセスの手順に関する情報を伝えるなければならない。

文案作成、レビュー及び公表

A47A49 コメントを検討し議論した後に、スタッフは、文案作成、審議会の承認（新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準を反映したコンテンツ修正）及び「IFRS タクソノミ・アップデート」文書の公表を進める。

A48A50 「IFRS タクソノミ・ファイル」の作成及び公表は、IFRS タクソノミのコンテンツとテクノロジーの両方の最終的な更新のための必須の手順である。

A49A51 ITCG による「IFRS タクソノミ・ファイル」及び「IFRS タクソノミ・アップデート」文書のレビューは任意である。こうしたレビューが有用となるかどうかを評価する際に、テクニカル・スタッフは、公開協議中に寄せられたコメントの結果として最終の IFRS タクソノミに加えられる変更の実質を考慮する。

IFRS タクソノミの編集、翻訳及び編集上の訂正

A50A52 IFRS 財団は、過去に完全なデュー・プロセスの対象となったコンテンツ及びテクノロジーを用いて編集した IFRS タクソノミを公開するしなければならない。したがって、編集された IFRS タクソノミの公表前には公開協議は要求されない。編集された IFRS タクソノミは、少なくとも年1回は公開すべきである（~~「年次 IFRS タクソノミ」~~）。

A51A53 IFRS タクソノミ・コンテンツの翻訳は、IFRS タクソノミを採用しているか又は関心を深めている法域からの要望に応じて着手される。IFRS 基準の翻訳について準拠されるのと同じ手続が、IFRS タクソノミの翻訳に適用される。

A52A54 スタッフは、生じた誤謬を治癒するために、公表後に IFRS タクソノミの編集上の訂正を行う場合がある。編集上の訂正は、IFRS タクソノミ要素の意図された会計上の意味の変更や、IFRS タクソノミのテクノロジーの変更を行うものではない。例えば、編集上の訂正は、借方又は貸方などの特定の XBRL 属性あるいは要素ラベルの誤字などを訂正する場合がある。スタッフは、IFRS タクソノミに維持管理型の変更を行う場合もある。例えば、時の経過を反映するための IFRS タクソノミ要素の発効日及び期限満了日の更新などである。編集上の訂正と維持管理型の修正は、公表後の手続と考えられ、承認、レビューあるいは公開協議のための公開は必要とされない。

用語集

年次改善 (*Annual Improvements*) : IFRS 基準の狭い範囲の又は軽微な修正で、各修正に関連性はないが1つの文書にまとめて公開されるもの。

コメントレター (*Comment letter*) : 国際会計基準審議会(審議会)が協議文書に対して受け取るレター又は正式の提出物。すべてのコメントレターは公開され、財団ウェブサイトで閲覧できる。

協議グループ (*Consultative group*) : 審議会又は IFRS 解釈指針委員会が協議を行うグループ。こうしたグループは、所定のトピックについてさまざまな視点を提供するために、例えば、リサーチ、経験又は背景に基づくフィードバックを審議会に提供する。協議グループは、人員構成について DPOC のレビューと承認を受ける。新基準又は大規模修正のそれぞれについて、審議会は協議グループを設置すべきかどうかを検討するしなければならない。審議会が協議グループを設置しないと決定する場合には、その理由を公開の会議で説明するしなければならない。

ディスカッション・ペーパー (*Discussion Paper*) : 審議会が公表するペーパーで、特定のトピックに関する審議会の分析及び全体的な見解を提示するもの。提示された事項は審議会の公開の会議で議論されることになる。ディスカッション・ペーパーは、一般のコメントを求めて公表され、そのフィードバックは、審議会に情報を与えるとともに、新基準又は修正基準を開発すべきかどうか及び開発の方法を審議会が評価するのに役立つ。

編集上のレビュー用ドラフト (*Draft for editorial review*) : デュー・プロセス文書の草案であり、審議会及びテクニカル・スタッフが文案作成のフィードバックを収集するために使用する。編集上のレビュー用ドラフトは、選抜したグループに配布する場合もあれば、IFRS 財団ウェブサイト一般に公開する場合もあり、その両方の場合もある。レビュー者には、ドラフト文書が明瞭で審議会が行った技術的決定を反映しているかどうか問われる。編集上のレビュー用ドラフトにはコメント募集を記載しない。こうしたレビューの目的は、技術的な決定について質問することではないからである。編集上のレビュー用ドラフトは、必須の手順ではない。

影響分析 (*Effect Analysis*) : 新たな要求事項を開発する際に行われる、IFRS 基準案により生じる可能性が高い影響を評価するプロセスであり、結果として新基準とともに公表される結論の根拠の一部又は添付資料となる分析が提示され、そこでは新たな要求事項により生じる可能性が高い影響についての審議会の評価が要約される。

公開草案 (*Exposure Draft*) : IFRS 基準案、基準の修正又は IFRIC 解釈指針の草案。公開草案は、具体的な提案を示すとともに、結論の根拠の草案及び代替的見解(該当がある場合)を示す。公開草案は必須のデュー・プロセスの手順である。

フィードバック・ステートメント (*Feedback Statement*) : 公開草案に対して提出されたコメントに直接のフィードバックを提供する文書。コメントのプロセスで提起された最も重大な事項を識別し、審議会がそれらの事項にどのように対応したのかを説明する。

フィールドワーク (*Fieldwork*) : 審議会が IFRS 基準案により生じる可能性が高い影響を評価するのに役立つため、~~関心のある~~利害関係者で行う作業。フィールドワークには、次のことが含まれる可能性がある。基準案がすでに発効しているかのようにして新規の提案を個々の取引又は契約に実験的に適用すること、特定の提案の文言案についてのフィードバックを求めること、基準案を適用するとした場合に必要となるシステム変更の程度を評価することである。また、フィールドワークには、実務からの実例の収集も含まれる。業界の実務及び基準案がどのように影響を与える可能性があるのかについて、審議会がより適切な理解を得るのに役立つためのものである。

IASB update : 審議会の公開の会議で行われた決定の要約。

IFRIC update : 解釈指針委員会の公開の会議で行われた決定の要約。

~~IFRSs : 審議会が公表した基準書及び解釈指針。(a) 国際財務報告基準、(b) 国際会計基準 (IASs)、(c) IFRIC 解釈指針及び(d) SIC 解釈指針で構成される。~~

IFRS 基準 (*IFRS Standards*) : 審議会が公表する基準 (IAS®基準、IFRS for SMEs 基準、IFRIC 解釈指針及び SIC 解釈指針を含む)

IFRS 諮問会議 (*IFRS Advisory Council*) : 国際的な財務報告に関心を有する組織及び個人が参加できる公式の手段を提供する諮問機関。参加者は、地域的及び職能的に多様な背景を有する。諮問会議の目的は、~~優先順位、アジェンダ決定及び主要な基準設定のプロジェクトについて審議会に助言を与える評議員会及び審議会に幅広い戦略的な助言を提供すること~~である。諮問会議のメンバーは評議員会が任命する。

IFRIC 解釈指針 (*IFRIC Interpretations*) : 解釈指針は、審議会が批准して公表する前に、解釈指針委員会が作成する。解釈指針は基準と同じ重みがある IFRS 基準の一部である。

コメント募集 (*Invitation to comment*) : ディスカッション・ペーパー又は公開草案に付属し、審議会がフィードバックを求めている事項を示す文書。

適用後レビュー (*Post-implementation Review (PIR)*) : IFRS 基準又は IFRS 基準の大規模な修正についてのレビュー。審議会が実施する。

実務ガイダンス (*Practice guidance*) : 審議会が作成した強制力のないガイダンスで、通常は IFRS 基準が扱っていないトピックに関するものである (例えば、経営者による説明に関するガイダンス)。

公聴会 (*Public hearing*) : 特定のトピックについて意見を聞き意見交換をするための、関心のある関係者との会合。公聴会には、円卓会議と討議フォーラムが含まれる。

再公開 (*Re-exposure*) : 公開草案の改訂版に対するコメントの正式な要請。

リサーチ・ペーパー (*Research paper*) : 審議会が公表するペーパーのうち、公開の会議で開発したものではないものであり、その点でディスカッション・ペーパーと区別される。リサーチ・ペーパーは、~~IASB のテクニカル・スタッフ又は当該ペーパーを作成する目的で審議会に派遣さ~~

デュー・プロセス・ハンドブックの修正案

れた人々が作成する場合がある。リサーチ・ペーパーは、他の基準設定主体又は団体が、通常は審議会の要請により、作成する場合もある。リサーチ・ペーパーは、必須のデュー・プロセスの手順ではない。

情報要請 (*Request for Information*) : 審議会が、そのプロジェクトの1つの特定の側面について、フィードバック及び情報を受け取るために行う正式の協議手順。情報要請は、通常、審議会が公開草案の作成又は IFRS 基準の確定を行うのに役立つ。情報要請は、必須のデュー・プロセスの手順ではない。

単純多数決 (*Simple majority*) : 審議会については、単純多数決が達成されるのは、審議会メンバーの少なくとも 60% が出席した審議会の公開の会議で審議会メンバーの過半数が決定に賛成する投票をした場合、又は審議会メンバーの過半数が書面投票を通じて文書の公表に賛成する投票をした場合である。棄権は提案への反対票と同等である。

スナップショット (*Snapshot*) : ディスカッション・ペーパー又は公開草案の主要な点についてのハイレベルの単純化した要約。

~~基準 (*Standards*) : 審議会が公表した基準。(a) 国際財務報告基準及び(b) IASs で構成される。~~

特別多数決 (*Supermajority*) : 審議会については、特別多数決は、選任された審議会メンバーが ~~15名~~ 13名 以下の場合には ~~9名~~ 8名、~~16名~~ 14名 の場合には ~~10名~~ 9名 が、文書の公表を支持する書面投票をした場合に達成される。棄権は提案への反対票と同等である。

整理論点 (*Sweep issue*) : 文書の書面投票の間に識別された技術的事項で、審議会又は解釈指針委員会が公開の会議で議論することにより解決する必要があるもの。

IFRS タクソノミの用語

IFRS タクソノミ (*IFRS Taxonomy*) : IFRS 開示の構造化された分類システム。IFRS 基準 (IFRS for SMEs®を含む) に従って作成される財務報告書において表示され開示される定量的情報及び定性的情報をタグ付けするために使用できる要素 (それらについての記述、属性、関係及びデータ・モデルを含む) を包含している。

IFRS タクソノミ一般の実務コンテンツ (*IFRS Taxonomy common practice content*) : これらは、企業が IFRS 基準を適用する際に実務で一般的に開示している IFRS 開示を反映するための IFRS タクソノミ要素 (それらについての記述、属性、関係及びデータ・モデルを含む) である。それらは、IFRS 基準又は IFRS 基準の付属資料において明示されていないものである。

IFRS タクソノミ・アップデート (*IFRS Taxonomy Update*) : IFRS タクソノミに加えようとしている変更、これらの変更を行う理由、及び、代替的な選択肢が存在する場合には、特定の選択肢が選好される論拠を人間が読める形式で記述した文書。

IFRS タクソノミ・ファイル (*IFRS Taxonomy Files*) : これは、IFRS タクソノミ・コンテンツを拡張事業報告言語 (XBRL) 文法などのタクソノミ伝達メカニズムを用いて表現し伝達するために使用されるファイルである。これらにより、コンピュータが IFRS タクソノミを自動的に加

工し、さまざまなソフトウェア・アプリケーションを使用してコンテンツを提供することができる。

IFRS タクソノミ・アップデート案 (*Proposed IFRS Taxonomy Update*) : IFRS タクソノミのテクノロジー又はコンテンツの変更を一般のコメントを求めるために公開する文書。人間が読める形式で、変更案、これらの変更を行う理由、及び、代替的な選択肢が存在する場合には、特定の選択肢が選好される論拠を記述する。また、フィードバックを求めている質問も含まれる。

IFRS タクソノミ・ファイル案 (*Proposed IFRS Taxonomy Files*) : これは、IFRS タクソノミのコンテンツとテクノロジーの両方の更新案を拡張事業報告言語 (XBRL) 文法などのタクソノミ伝達メカニズムを用いて表現し伝達するために使用されるファイルである。これらにより、コンピュータが IFRS タクソノミを自動的に加工し、さまざまなソフトウェア・アプリケーションを使用してコンテンツを提供することができる。

付録 B

IFRS 財団「定款」の結果的修正案

2018年12月公表のIFRS財団定款からの抜粋

IFRS 諮問会議（諮問会議）

第43条 諮問会議（旧称「基準諮問会議」）は、評議員会が第15条(c)に従ってメンバーを任命するが、国際財務報告に関心を有し、多様な地域的及び職業的背景を有する組織及び個人が参加するための討議の場を提供する。~~その目的は、次のとおりである。~~

~~(a) 審議会の作業について、議題の決定及びその優先順位について審議会に助言を与える。~~

~~(b) 主要な基準設定プロジェクトについて諮問会議に属する組織及び個人の意見を審議会に伝える。~~

~~(c) 審議会又は評議員会にその他の助言を与える。~~

諮問会議は、評議員会及び審議会に対して幅広い戦略的な助言を提供し、また、他の協議プロセスを補足する意見を提供することができる。

第44条 諮問会議は、3年の再選可能な任期で任命された、多様な地域的及び職業的背景を有する30名以上のメンバーで構成される。諮問会議の議長は評議員会が任命するものとし、議長は審議会のメンバー又はスタッフの一員であってはならない。評議員会は、必要に応じて、諮問会議の議長を評議員会会議に出席し参加するように要請する。

第45条 諮問会議は、通常、少なくとも年2回開催される。会議は公開とする。諮問会議のアジェンダに載せる事項には、それらの戦略的事項及び、諮問会議の議長と評議員会及び審議会の代表との間での協議を通じて識別された他の優先事項が含まれる。諮問会議は、主要なプロジェクトに関する審議会の決定がある場合や、本定款の変更の提案がある場合にも、事前に審議会評議員会から協議を受けなければならない。